

# 佐賀県 ICT 利活用推進計画

佐賀県

# 目 次

## 第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ・役割	1
3 計画の期間	1

## 第2章 策定の背景

1 国のIT戦略と利活用の進展	2
(1) 国のIT戦略の推移	2
(2) ICT利活用の進展	3
(3) ICT利活用の国際比較	7
2 県内のICT利活用状況	10
3 これまでの県内の取組	12
4 ICT利活用施策に関わる今後の環境変化	13

## 第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念	15
2 施策の基本方向	15
3 関係者の役割	16
4 計画の推進に向けて	17
5 施策体系	18

## 第4章 推進項目

1 安全・安心な県民生活の実現	19
2 心豊かで活力ある県民生活の実現	27
3 競争力のある地域産業の育成	35
4 県民本位の電子自治体の推進	45
5 県民のICT活用力の向上	53

## 第1章 はじめに

### 1 計画の策定趣旨

平成20年5月に策定した「さが ICT ビジョン 2008」において、ICT の利活用によって実現されるべき地域 ICT 社会像と推進施策を示し、諸施策に取り組んできました。

その結果、情報通信基盤の整備が進んだほか、医療や教育、行政の分野で先進的な取組がいくつか始まりましたが、まだ十分に ICT が浸透しているとは言えません。

今後、急速な高齢化やグローバル化の進展、地方分権改革の推進などにより、これまでに地域社会が経験してこなかったような大きな波が押し寄せることが見込まれる中、様々な政策課題の解決のために、より一層 ICT 利活用が進むよう取り組む必要があります。

### 2 計画の位置づけ・役割

「佐賀県総合計画 2011」の下位計画として、総合計画の基本理念である「新しき世に佐賀あり」の実現を目指し、様々な政策課題の有効な解決ツールとなり得る ICT の利活用を促進するための基本的な考え方と推進項目の具体的取組・工程を明らかにします。

### 3 計画の期間

「総合計画 2011」と同じく、目標年次を平成26年度とし、平成25年度及び平成26年度の2ヶ年の計画とします。

## 第2章 策定の背景

### 1 国の IT 戦略と利活用の進展

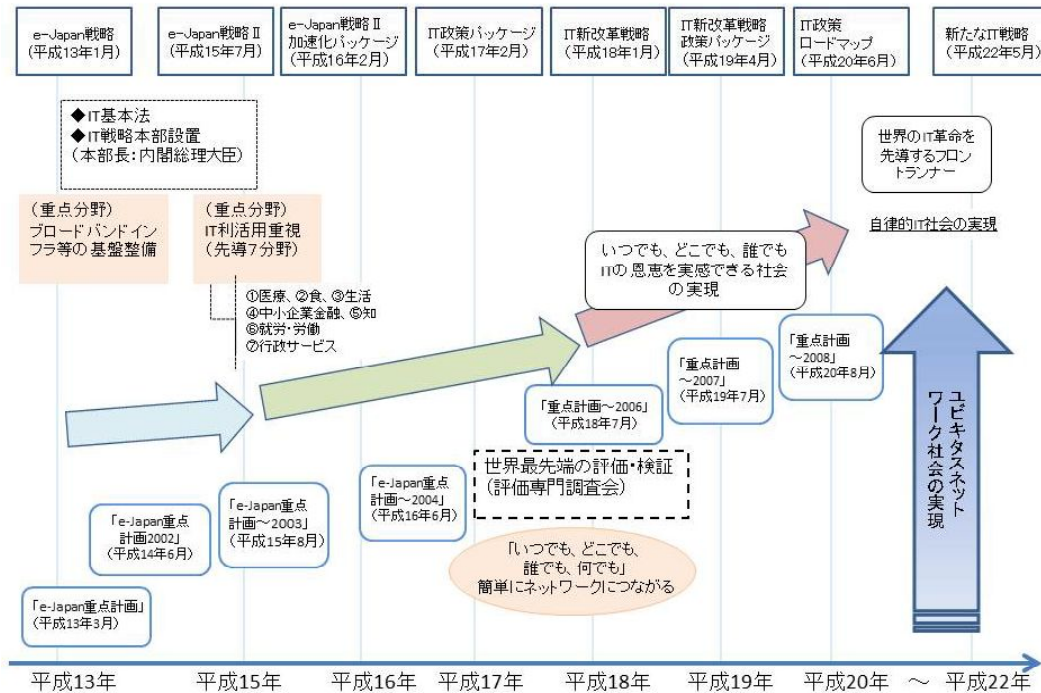
#### (1) 国の IT 戦略の推移

平成13年1月、国は「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（IT基本法）を施行するとともに、「e-Japan戦略」を策定しました。「e-Japan戦略」では、すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、「超高速ネットワークインフラの整備」、「電子商取引の大幅な普及の促進」、「電子政府の実現」、「人材育成の強化」を重点政策とし、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備することで、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指しました。

続いて、平成15年に「e-Japan戦略Ⅱ」、平成18年には「IT新改革戦略」が策定されました。

さらに、平成22年5月には、新たな国民主権の社会を確立することを目的に、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開を重点戦略（3本柱）とした「新たな情報通信技術戦略」が策定されました。このIT戦略は、過去のIT戦略の延長線上にあるのではなく、新たな国民主権の社会を確立するための非連続な飛躍を支える重点戦略（3本柱）に絞り込んだ戦略であり、我が国の持続的成長を支えるべきものとされました。

図1 国のIT戦略の推移（総務省資料に加筆）

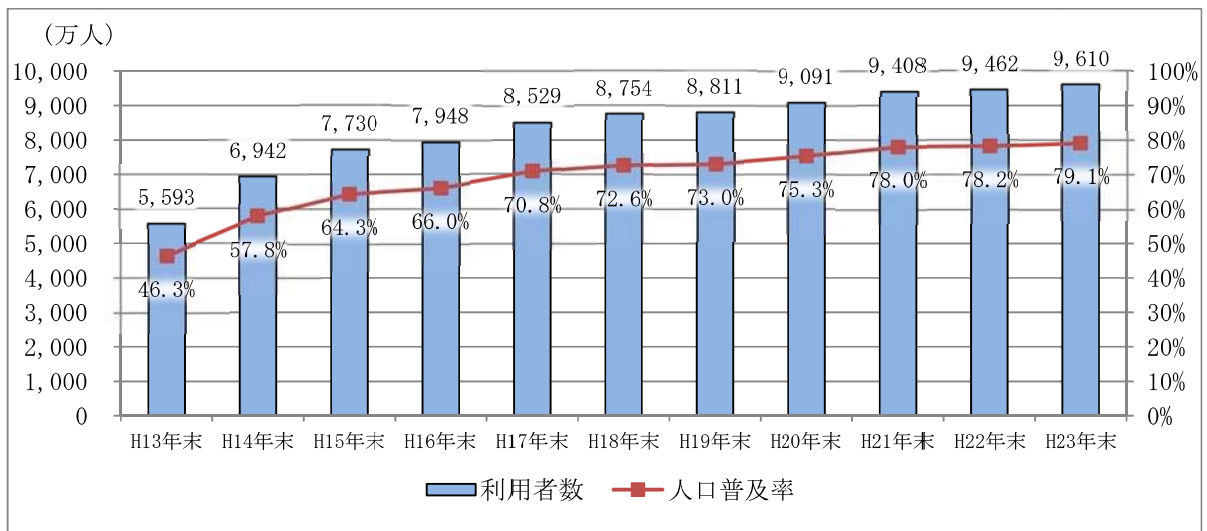


(2) ICT 利活用の進展

ICT の進展と普及は、国民の暮らしや社会、産業、行政等に様々な影響を与えているため、そうした近年の動向について概括します。

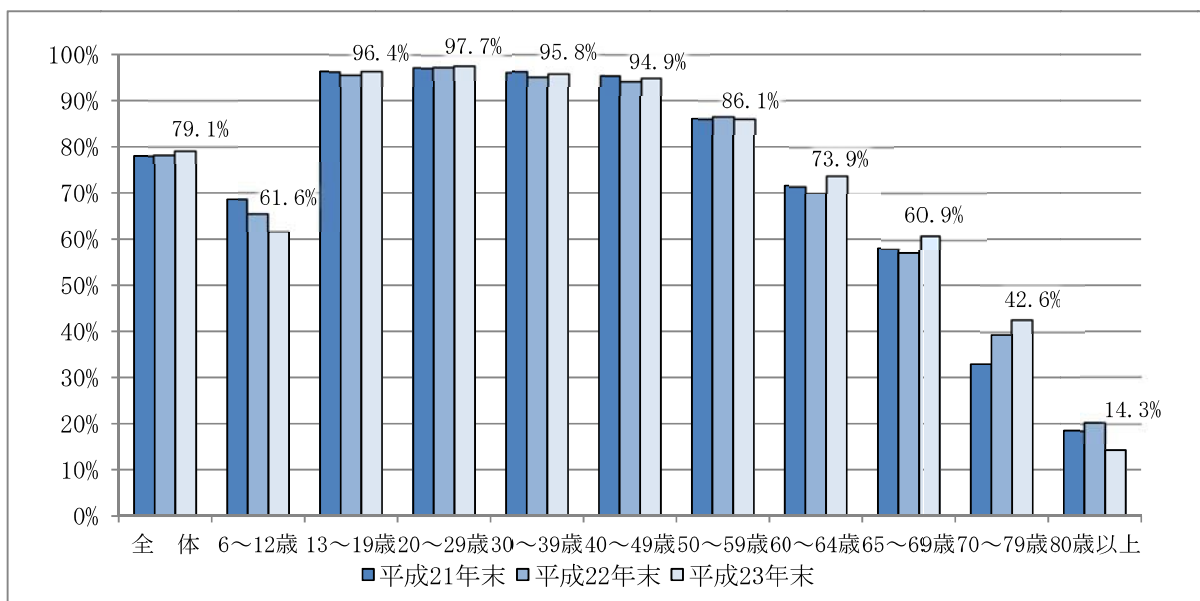
平成 5 年に商用開始されたインターネットの利用者数は、平成 13 年に 5,593 万人、平成 23 年には 9,610 万人に増加しました（図 2）。利用率を年齢階層別に見ると、13～49 歳の階層では 9 割を超え、60 歳以上では概ね増加傾向にあるものの、他の階層と比べると低くなっています（図 3）。

図 2 インターネット利用者数及び人口普及率



出典：総務省「平成 23 年通信利用動向調査」

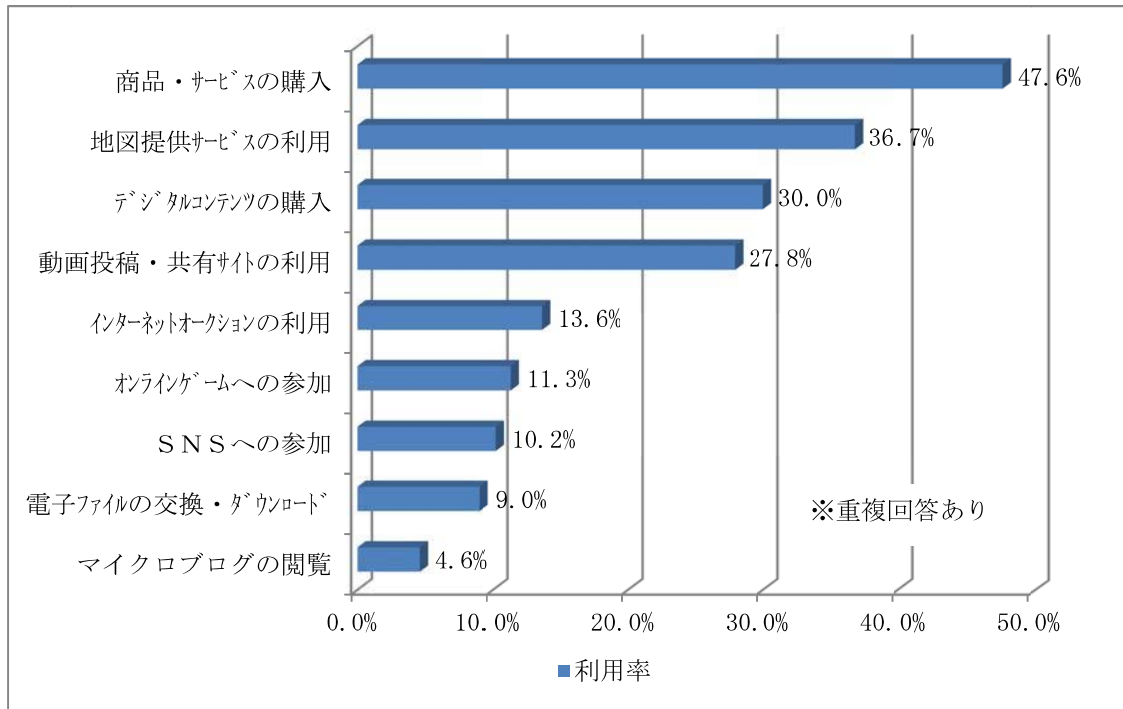
図 3 年齢階層別インターネット利用率の推移



出典：総務省「平成 23 年通信利用動向調査」

インターネット利用の目的・用途としては、商品・サービスの購入や地図提供サービスの利用、デジタルコンテンツの購入などのパーソナルな利用の他、Facebook や Twitter 等のソーシャルネットワーク (SNS) と呼ばれるコミュニケーション手段としても利用されています (図4)。また、インターネットを利用する際、携帯電話、スマートフォン、タブレットなどのモバイル端末を利用する人の割合が急激に拡大しており、インターネット利用のパーソナル化が進んでいます。

図4 インターネット利用の目的・用途 (平成23年末)

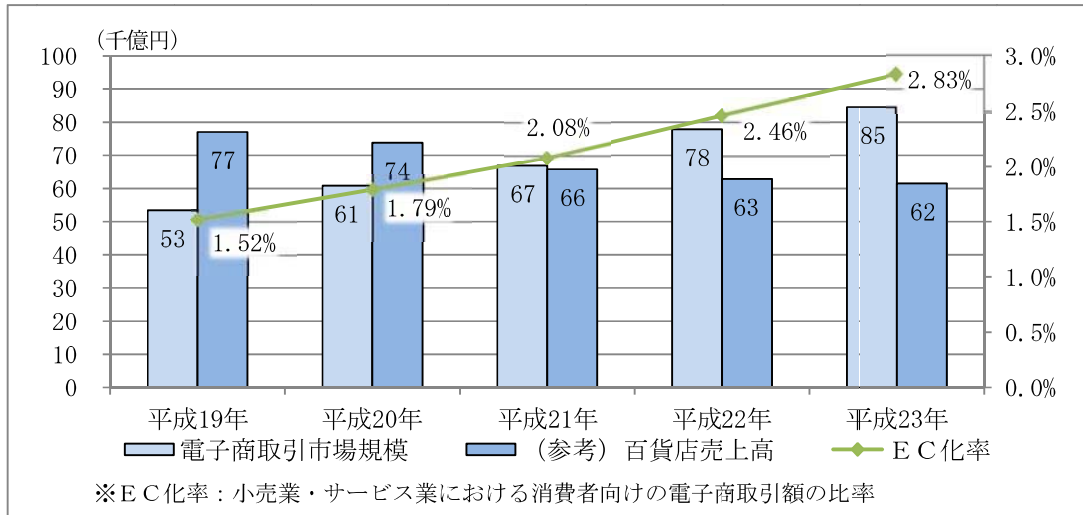


出典：総務省「平成23年通信利用動向調査」

また、平成23年7月にアナログテレビ放送が終了し、デジタル放送に移行しました。これにより、各家庭でハイビジョンの高画質映像を受信できるようになり、見たいときに最新のニュースや天気予報などのデータ放送を視聴することやインターネットを使った通信・放送連携サービスの実現が可能となりました。

産業分野でも様々な利用が進んでいますが、特徴的な点を挙げると、企業等の消費者向け(BtoC、B2C)ネット販売額は、消費が低迷している中であっても、年々増加しており、平成21年にはデパートの売上高を上回り、平成23年には約8兆5千億円に成長しています(図5)。特に、医薬化粧品小売、衣類・アクセサリ小売、食料品小売の増加率が高くなっています。

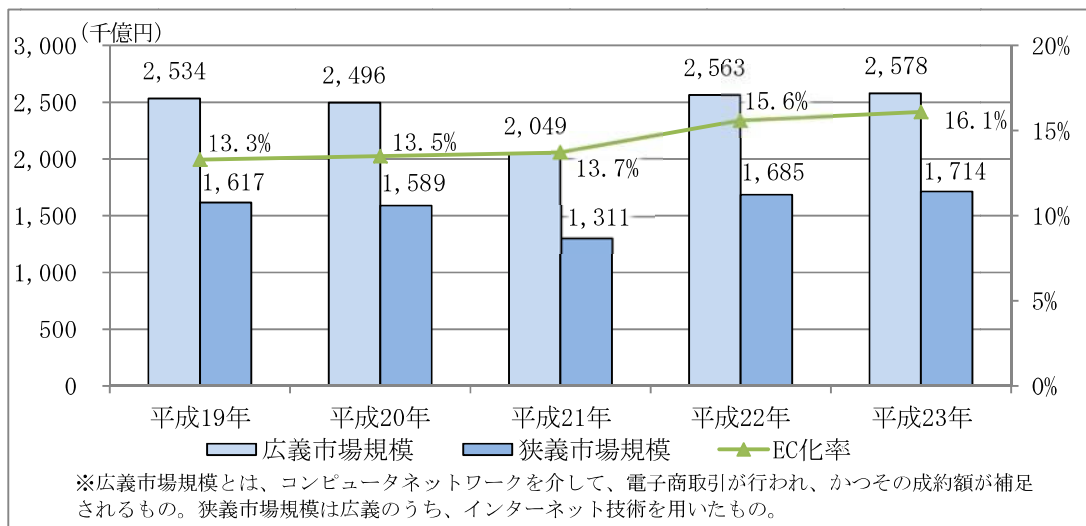
図5 消費者向け電子商取引市場規模



出典：電子商取引市場規模及びEC化率は、経済産業省「平成23年度電子商取引に関する市場調査」。百貨店売上高は、日本百貨店協会「百貨店売上高」。

企業間の電子商取引(BtoB、B2B)については、全取引に占める電子取引の割合は16%、約260兆円の規模に達し、重要な取引チャンネルとなっています(図6)。

図6 企業間電子商取引市場規模

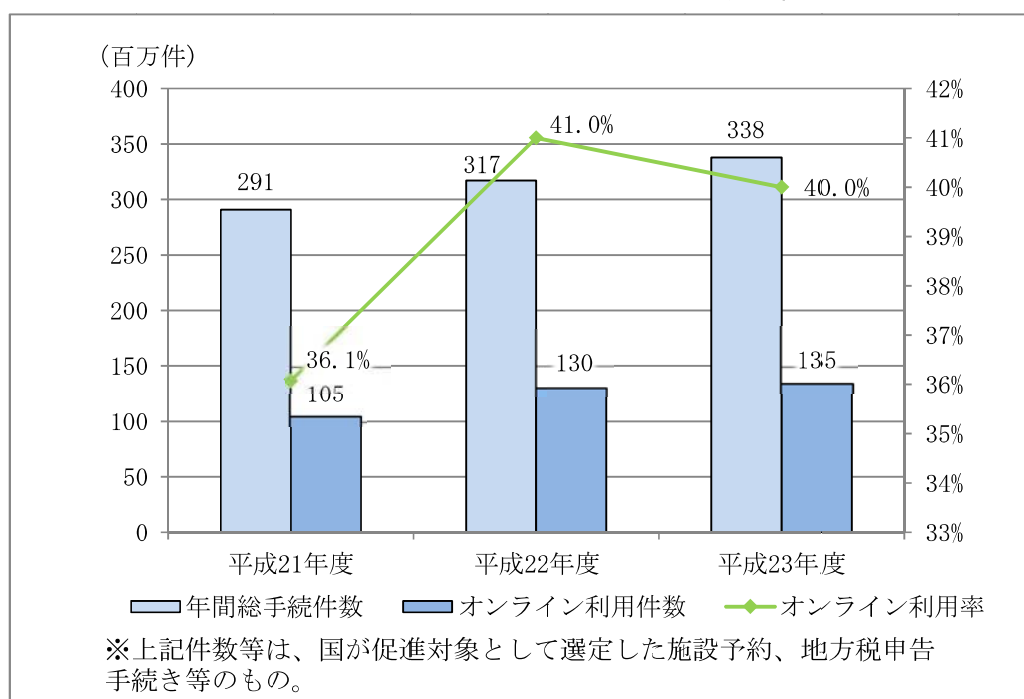


出典：経済産業省「平成23年度電子商取引に関する市場調査」

また、経済産業省「情報処理実態調査」によると、必要なアプリケーションを安価に利用できるクラウド・コンピューティングを利用している企業が急拡大していますが、中小企業ではIT投資における資源や活用するための人材不足等が課題（(独)情報処理推進機構「中小企業等のIT活用に関する実態調査」）となっています。

行政機関におけるICTの利活用では、行政機関内部のコンピュータ化が進むとともに、平成14年に住民基本台帳ネットワークが運用開始され、国の機関を結ぶ霞が関WAN、全国の地方公共団体を結ぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)が運用されるなど、行政機関間でネットワーク化がなされました。行政手続の電子化は、平成14年に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）及び「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（公的個人認証法）が制定されて以降、国、地方公共団体において進められてきました。

図7 地方公共団体の申請・届出等のオンライン利用状況



出典：総務省「平成23年度における行政手続オンライン化等の状況」

また、平成21～22年度に総務省が自治体クラウド実証事業を行ったことや自治体の財政難等を背景に、全国で市町村の情報システムの共同利用化、クラウド化が進み始めています。



(3) ICT 利活用の国際比較

国は平成 13 年に「e - Japan 戦略」を策定して以来、世界最先端の電子国家を目指して、ブロードバンドの整備を始め、これまでに各種の施策を推進してきました。その評価を世界との比較で客観的に見てみます。

世界経済フォーラムが行っている国別の評価によると、日本は情報通信基盤では世界最高水準にあるものの、総合評価では 20 位付近を低迷しています。日本が世界的に見て低迷している要因は、総務省「ICT 関連動向の国際比較調査」によると、「医療・福祉」、「教育・人材」、「行政サービス」、「企業経営」分野での利用の遅れによるものとされています。

表 1 世界経済フォーラムによる ICT 競争力ランキング表  
(The Global Information Technology Report)

順位	平成 17 年 (104 国・地域)	平成 22 年 (133 国・地域)	平成 23 年 (138 国・地域)	平成 24 年 (142 国・地域)	平成 25 年 (144 国・地域)
1	シンガポール	スウェーデン	スウェーデン	スウェーデン	フィンランド
2	アイスランド	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール
3	フィンランド	デンマーク	フィンランド	フィンランド	スウェーデン
4	デンマーク	スイス	スイス	デンマーク	オランダ
5	アメリカ	アメリカ	アメリカ	スイス	ノルウェー
6	スウェーデン	フィンランド	台湾	オランダ	スイス
7	香港	カナダ	デンマーク	ノルウェー	イギリス
8	日本	香港	カナダ	アメリカ	デンマーク
9	スイス	オランダ	ノルウェー	カナダ	アメリカ
10	カナダ	ノルウェー	韓国	イギリス	台湾

日本	8 位	21 位	19 位	18 位	21 位
----	-----	------	------	------	------

※このランキングは、各国・地域の ICT 充実度につき、政策・ビジネス環境、インフラやコンテンツの利用可能性、実際の利用等を指数化してランク付けしたもの。( )内は調査対象国・地域

また、行政分野を国連の電子政府ランキングで見ても、日本は低迷を続けており、世界経済フォーラムが評価している ICT に関わる政府関係指標は軒並み中進国レベルとなっています。

表 2 国連電子政府ランキング (United National E-Government Surveys)

順位	平成 17 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年
1	アメリカ	スウェーデン	韓国	韓国
2	デンマーク	デンマーク	アメリカ	オランダ
3	スウェーデン	ノルウェー	カナダ	イギリス
4	イギリス	アメリカ	イギリス	デンマーク
5	韓国	オランダ	オランダ	アメリカ
6	オーストラリア	韓国	ノルウェー	フランス
7	シンガポール	カナダ	デンマーク	スウェーデン
8	カナダ	オーストラリア	オーストラリア	ノルウェー
9	フィンランド	フランス	スペイン	フィンランド
10	ノルウェー	イギリス	フランス	シンガポール

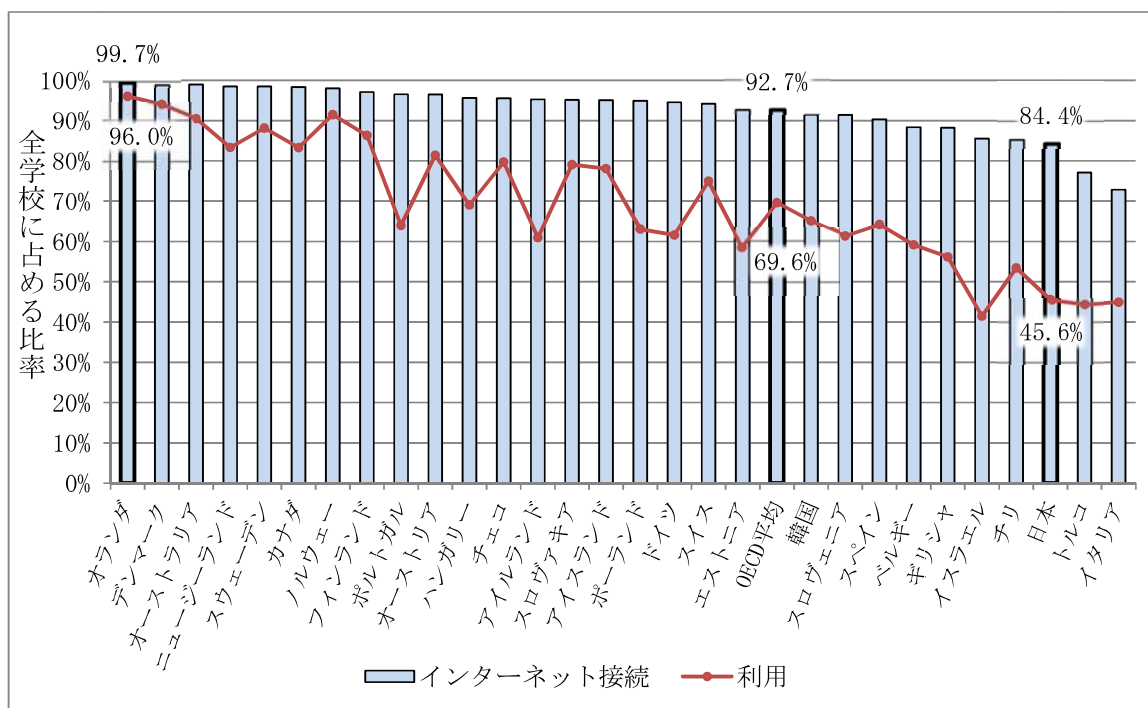
韓国	5 位	6 位	1 位	1 位
日本	14 位	11 位	17 位	18 位

表 3 世界経済フォーラムの ICT 競争力ランキング政府関係指標  
(The Global Information Technology Report 2013)

	政府の将来 ビジョンでの ICT の重要性	オンライン行政 手続きの普及	政府の ICT 推進	ICT を使った 政府の効率性
日本	46 位	9 位	68 位	58 位

続いて、教育分野を OECD の調査で見ると、OECD 諸国の学校におけるインターネットへの接続は着実に増加していますが、生徒による利用はまだ伸びる余地があるとされています。平成 21 年の義務教育修了段階の 15 歳児を対象とした調査では、平均で 92.7%の学校でインターネットを接続していますが、それを利用していると答えた生徒の割合は 69.6%となっています。それに対して、日本は、それぞれ 84.4%、45.6%となっており、いずれも OECD 平均を下回り、最下位グループに位置しています。

図 8 学校におけるインターネット接続及び利用



出典: OECD 「The Future of the Internet Economy: A Statistical Profile, 2011 update」

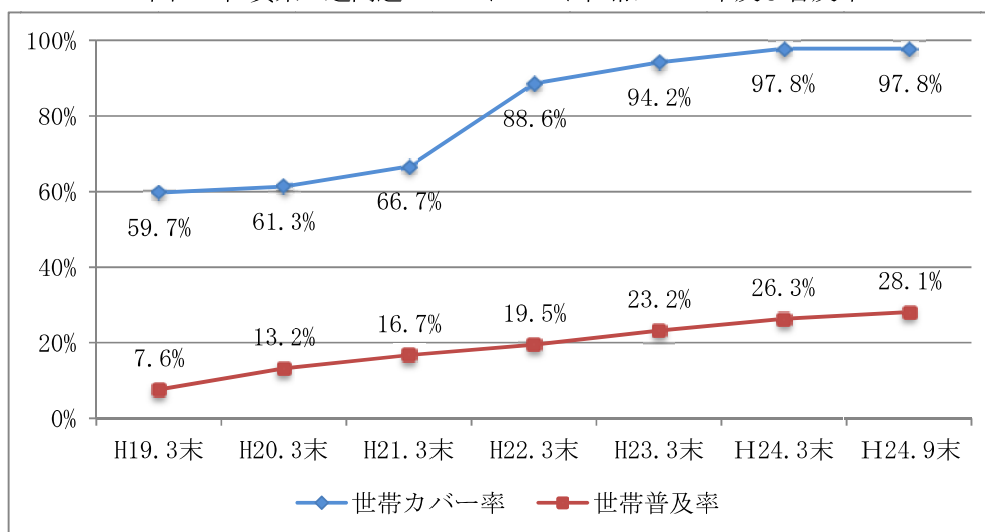
日本国内だけを見て ICT の利活用が急速に進展していると感じる方が多いと思いますが、世界に目を転じると、先進国と言えるほどには進展していません。世界最先端の電子国家を目指したこれまでの関連施策は、期待されるほどには効果を上げられておりません。

ICT の利活用は、よりきめ細かなサービスを効率的に、迅速に提供可能など大きな効果をもたらします。日本が急速な高齢化や膨大な財政赤字等の課題の解決を図りながら、活力のある、安心して暮らせる社会を実現するため、また、経済、文化等のグローバル化が進む中、今後とも先進国であり続けるには、行政、医療、教育、産業などの各分野で ICT の利活用を効果的に進めることが課題と言えます。

## 2 県内の ICT 利活用状況

パソコンや携帯電話等の情報通信機器は、今後も普及が進むと予測されます。一方、県内のインターネットの利用環境は、ケーブルテレビのエリア拡大などによって平成20年度末に県内全域でブロードバンドが利用可能となり、平成23年度末には超高速ブロードバンド（下り概ね30Mbps以上）のカバー率が97.8%（全国平均97.3%）になりました。ブロードバンド普及率は、年々増加しているものの、全国平均との差は解消されず、東京や大阪などの一部の大都市の値が平均を押し上げています。今後も、高齢者や障害者の方にも使いやすいデバイスや、コンテンツの開発が進み、ブロードバンド普及率は増加傾向が続くと予測されます。

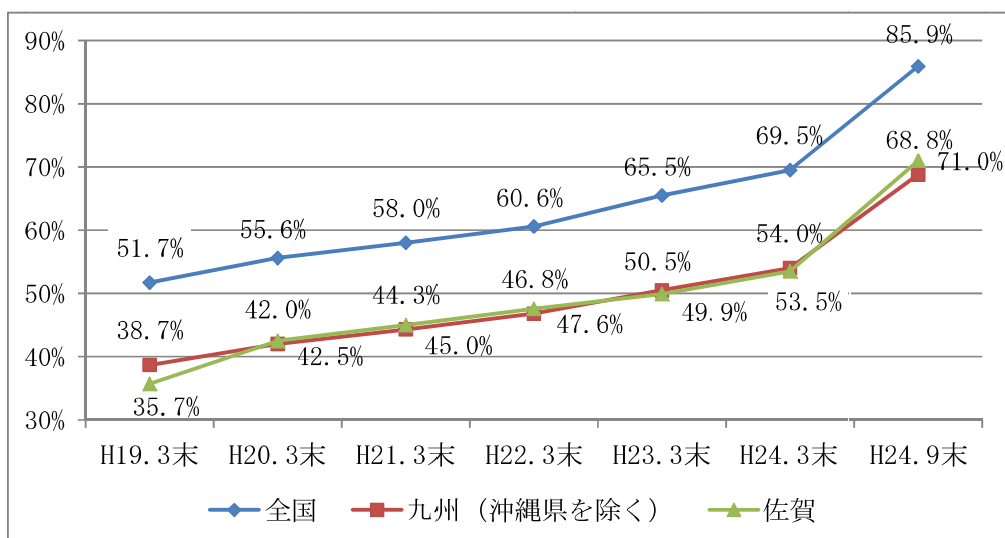
図9 佐賀県の超高速ブロードバンド世帯カバー率及び普及率



出典：総務省公表値を基に作成

(佐賀県独自で補正 (FTTH と CATV の下り 30Mbps 以上の数値を合計))

図10 佐賀県のブロードバンド普及率

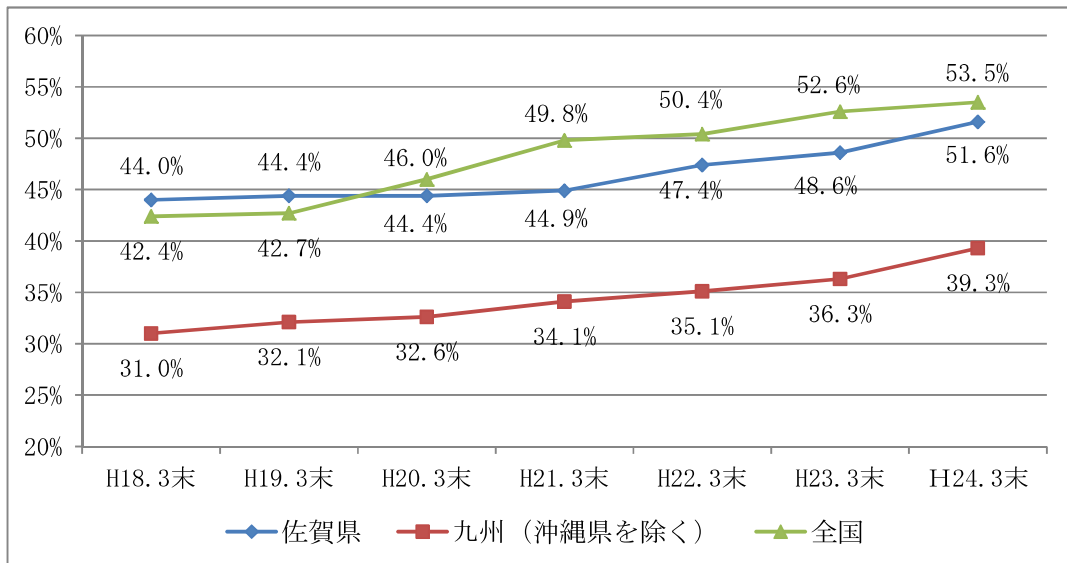


出典：総務省公表値を基に作成 (※佐賀県の数値を補正)

佐賀県は、民間テレビ放送局が1局しかなく隣県のテレビ放送を視聴するため、古くからケーブルテレビが普及し、重要な情報受発信メディアとなっています。平成23年7月に地上テレビ放送がデジタルへ移行しましたが、その対策として、大規模にケーブルテレビのエリア拡大等を行った結果、平成23年度末の世帯カバー率は約90%となりました。また、世帯普及率は51.6%となっています。

今後は、ケーブルテレビの特長を活かして、地方公共団体の行政情報や防災情報をはじめ、住民が求める身近な情報発信を一層充実させていくことが求められています。

図 11 佐賀県のケーブルテレビ普及率



出典：九州総合通信局「平成24年九州における情報通信に係る情報」

### 3 これまでの県内の取組

平成20年度に策定した「さが ICT ビジョン 2008」に基づき、それぞれの分野において ICT の利活用を推進してきました。

#### ○ 県民の情報利活用能力向上

教育分野において、全国的な先進事例「佐賀県先進的 ICT 利活用教育推進事業」の取組に着手しました。また、地域における ICT を教え学びあう環境づくりにも取り組みましたが、今後も、特にシニア層の情報リテラシー向上のため、発展的な取組を行う必要があります。

#### ○ 安全・安心な県民生活の実現

医療分野においては、「全ての救急車に iPad 配備」を実現した「99 さがネット」（佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム）が、全国的に高い評価を受けました。また診療所や中核医療機関、佐賀県医療センター好生館及び佐賀大学医学部附属病院が診療録情報を共有する「佐賀県診療録地域連携システム」が運用開始しました。稼働中の防災・防犯などの情報システムについては更なる周知及び広報等を行う必要があります。

#### ○ 便利な県民生活の実現

「ワンストップ型地域ポータル」の構築は、目指すべき方向性ではあるものの、現時点では実現が困難でした。

「在宅ワーク・モバイルワーク」の推進は、まずは今後も県が事業体として先進的に取り組んでいくことが必要です。

#### ○ ICT 利活用による地域産業の活性化

ICT コーディネーターの設置、ICT 経営研究会の開催、専門家派遣などに取り組みましたが、産業分野における ICT 利活用の中核となる、経営基盤強化や経営効率化の面での活用が十分ではないため、今後も一層の取組が必要です。

#### ○ 最先端電子自治体の推進

県庁内の各種システムを統合化、全体最適化する「最先端電子県庁構築推進事業」に着手し、利便性の向上や業務の効率化、コスト削減を推進しました。また県と市町が連携して、県民の利便性向上、行政事務の効率化及びコスト削減を進めるため「佐賀県 ICT 推進機構」を設立し、システムの共同利用化を推進しましたが、今後も、共同利用化・ネットワーク化を一層進める必要があります。

#### ○ 情報通信基盤の整備

超高速ブロードバンド（下り概ね 30Mbps 以上）のカバー率は、テレビ放送のデジタル化のためのケーブルテレビのエリア拡大やケーブルインターネットの超高速化などにより、平成23年度末で 97.8%となりました。今後も、全県域の超高速ブロードバンド化に向けた取組が必要な状況にあります。

#### 4 ICT 利活用施策に関わる今後の環境変化

現在、我が国は、世界に例を見ない急速な高齢化への対応や大規模災害対策、エネルギーの確保等の困難な問題を抱える一方、国、地方自治体は財政赤字に直面しています。

そうした課題に対して、ICT は解決の手段、方策の一つでありながらも、例えば、高齢化対策については、医療や介護、福祉において、より適時・的確、効率的なサービスの提供が可能になること、行政においては、効率的な行政運営、的確な行政サービスが可能となること等、その利活用は大きな効果をもたらします。

ここでは、今後、社会に大きな影響を与えると想定されるものを取り上げています。

##### ○ タブレット等の新しい情報機器の普及

この3年の間にスマートフォンが急速に普及するとともに、平成24年後半頃に iPad に続いて複数社からタブレット型端末が市場に投入され、競争環境に入りました。これらの情報機器は、持ち運びが便利で操作性が大幅にアップし、インターネットへのアクセスが容易であること、また便利なアプリケーションが続々と登場していくことなどと相まって、普及が加速していくものと思われます。

それらの普及によって、国民の生活スタイルも更に多様化していくとともに、ソーシャルネットワークを通じた世論形成やコミュニケーション形態も変貌していくと予想されます。ソーシャルネットワークの普及によって、個人と企業、行政間がこれまでよりも開かれた身近な関係となるためソーシャルキャピタル（信頼関係）が、これまで以上に重要なものとなっていきます。

タブレット型端末は高齢者などの情報機器の操作が得意ではない層の人たちにも扱いやすい操作性を備えており、そうした層の方々への利用も広がっていくものと思われます。ビジネスの世界においても、クラウドサービスの開始などとともに、スマートフォンや iPad などのタブレット型端末が企業に導入される事例も増えてきており、より効率的な業務、より的確なサービスの提供のため、そうした機器がビジネスの現場で当たり前に使われるようになっていくと思われます。

##### ○ 国民共通番号と電子行政

国は、平成24年2月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」を国会に提出しましたが、実質的な審議が行われないうまま廃案となりました。この法案は、国民共通番号制度の導入に関するもので、その背景には、社会保障と税の一体改革を進める必要があり、その基盤となる制度であったことから、一部修正の上、平成25年3月、改めて法案が提出され、平成25年5月に成立しました。

番号法では、全ての国民に番号を付番し、社会保障、税及び防災の分野において、国や地方公共団体等が効率的な情報の管理・利用及び他の機関との迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保、国民の利便性の向上、個人情報への安全かつ適正な取扱いを図るものとされています。

この番号制度の趣旨は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となっています。

日本では、個人の情報は各機関・部署がそれぞれの目的により収集・管理しており、目的外の利用は個人情報保護法等によって制限され、ICTを活用した効率的な行政事務やきめ細やかな行政サービスの大きな制約となっています。このため、こうした番号制度は、行政事務の効率化や的確な行政サービスの提供に止まらず、医療・介護サービスの充実や質の向上など、国民生活に大きな影響を与え、高齢化社会に欠かせない制度と言えます。

このため、地方自治体においても、国の動向を見極めながら、制度の具体的検討とともに、費用対効果の高い番号制度の実現に向けて国への働きかけ等を行っていく必要があります。

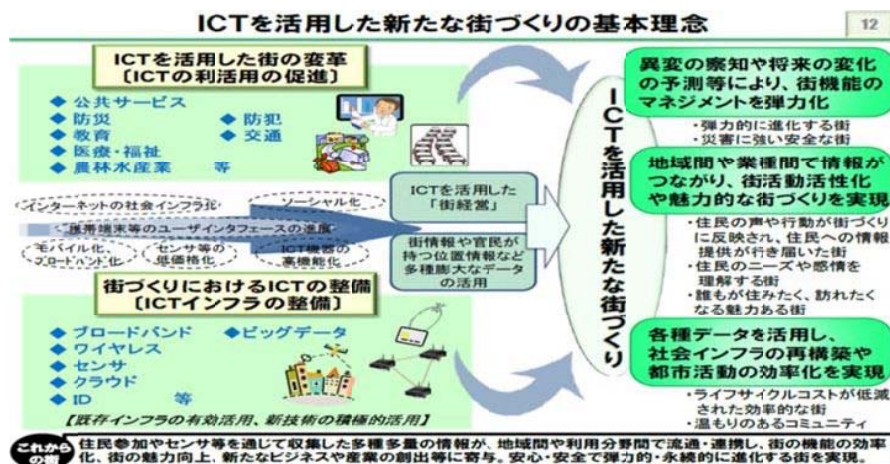
なお、日本では各種の行政サービスは、行政機関の広報等によってサービスの制度を知り、行政機関の窓口で申請手続きした上で、受給できるといった申請主義が基本となっていますが、利用者中心の電子行政に取り組んできた国々では、既に、利用者ニーズを見越して利用者に情報を提供するプッシュ型行政サービス、利用者ニーズの先を見越して行政サービスを提供するプロアクティブ型行政サービスが行われています。日本は世界に先行して超高齢社会となっていく中で、安心して暮らせる社会を実現するには、IT先進国のような行政サービス、電子行政を実現しなければなりません。

#### ○ スマートシティ/スマートタウン

スマートシティは、都市レベルでエネルギー、水、交通等の都市基盤をICTを活用して、より効率化・高度化を実現しようとするもので、東日本大震災によって災害に強い街づくりの観点からも注目を集めています。

その実現には、ワイヤレスネットワークやブロードバンドネットワーク、クラウドサービス等の災害に強い技術、そして、センサネットワーク、ビッグデータやID等の多種多様な情報の利活用に関する最先端の技術開発や利活用が可能となる制度の整備が必要となります。少子高齢化、コミュニティ再生、社会インフラ老朽化等の諸課題を複合的に抱える地域では、ICTを活用した総合的な街づくりを指向していく必要があります。

図12 ICTを活用した新たな街づくりの基本理念



出典：総務省「ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会」報告書



## 第3章 基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

「佐賀県総合計画 2011」の基本理念である「新しき世に佐賀あり」の実現に向け、「今日より明日を必ず良くする」ための取組を ICT 利活用により加速・進化させることが必要です。

そこで、本計画では、ICT を県民生活の向上や地域の活性化を図る上で非常に重要なツールととらえ、医療、教育、産業、観光、行政等の各分野における ICT の先進的な取組及び県民の ICT 利活用を促進することとし、「ICT で暮らしを守り、未来を拓く。」を基本理念とします。

### 2 施策の基本方向

上記 1 の基本理念を実現するために、次の 5 つを施策の基本方向に掲げ、体系的かつ計画的に施策を推進します。

#### (1) 安全・安心な県民生活の実現

- ・東日本大震災を教訓として、ICT の利活用により、災害発生時の安全確保・危険回避に必要な情報の提供、安否確認、被災状況の把握・伝達等を迅速かつ正確に行えるようにします。
- ・医療機関や消防機関等の関係機関が ICT を活用して情報を共有することにより、迅速かつ適切な救急医療体制を確保するとともに、より質の高い医療を受けられるようにします。
- ・ICT の利活用により、障害のある方に対するコミュニケーション支援や就労支援をより効果的に行います。

#### (2) 心豊かで活力ある県民生活の実現

- ・教育現場において、ICT の利活用により、一人ひとりの子どもの状況に応じた学習指導を行うとともに、校務を効率化し、教職員が子どもに向き合う時間を十分確保することができるようになります。
- ・ICT を活用して、文化や生涯学習、CSO（市民社会組織）活動の振興を図ります。

#### (3) 競争力のある地域産業の育成

- ・中小企業における ICT を活用した経営革新や販路拡大、商業者によるショッピングサイトへの出店、電子マネーの導入等を推進します。
- ・ICT の利活用により、海外展開の支援、観光情報の発信、デジタルコンテンツ産業や情報通信関連事業者の育成を図ります。

#### (4) 県民本位の電子自治体の推進

- ・利用者の利便性の向上、行政業務の効率化、ICT コストの削減の実現を目指し、庁内システムについて、全庁的な視点でシステムの統合・集約化、ソフトウェアの標準化等を行いつつ、システムの再構築を推進します。
- ・行政サービスの向上、業務の効率化に向けて、タブレット端末やクラウドサービス等を活用したワークスタイル変革を推進します。
- ・住民サービスの向上、ICT コストの削減及び業務生産性の向上、便利で安全・安心な社会の推進を目指し、県・市町の情報システムの共同利用化を推進します。

#### (5) 県民の ICT 活用力の向上

- ・上記(1)～(4)の施策の効果を最大限に発現させるため、高齢者の方や障害のある方を始め、県民の ICT 活用力の向上を図ります。
- ・子どもや高齢者が安全・快適にインターネットを利用できるよう普及・啓発を行います。

### 3 関係者の役割

計画の推進にあたっては、県をはじめ、県民・CSO（市民社会組織）・事業者・市町など、それぞれの活動主体が、ICT を積極的に利活用するとともに、連携・協働して進めていくことが必要です。

#### <県民>

くらしを豊かで快適なものとするための手段として、ICT を積極的に利活用することが期待されます。

#### <CSO（市民社会組織）>

ICT を積極的に活用することで、団体の活動の活性化に繋がるとともに、住民に対する ICT 利活用の普及啓発に取り組むことが期待されます。

#### <事業者>

医療、教育、産業、観光等の様々な分野で、利用者、消費者等の動向の把握、サービスや商品の充実・創造、経営力の強化等に ICT を積極的に活用することが期待されます。

#### <市町>

住民ニーズに基づき、ICT を効果的に活用したサービス提供を行うとともに、住民・事業者等による ICT 利活用の推進に取り組むことが期待されます。

<県>

様々な政策課題の有効な解決ツールとして、ICTを積極的に活用するとともに、県民本位の電子行政を推進します。

また、ICT利活用推進のため、それぞれの活動主体への働きかけや調整を行います。

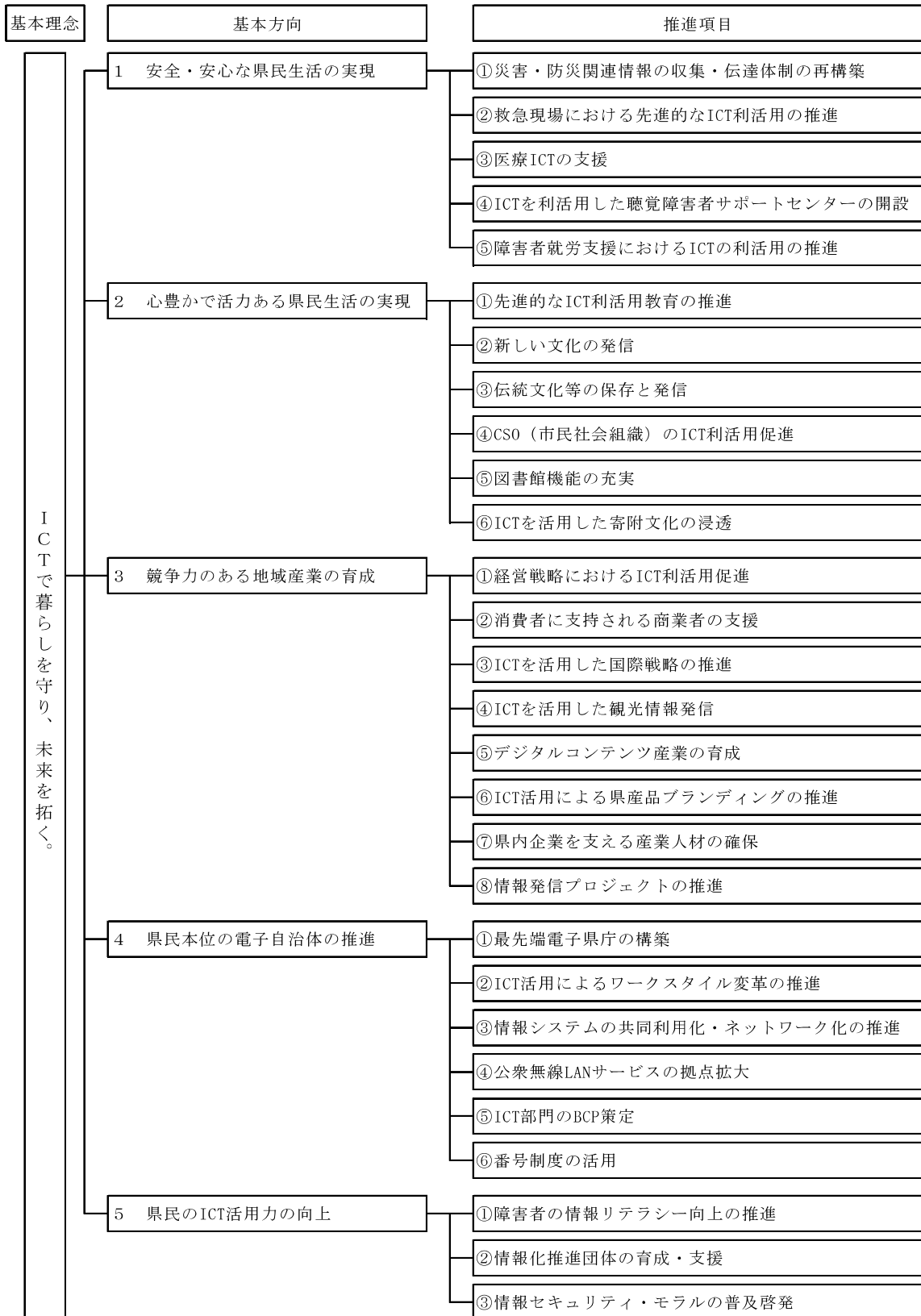
#### 4 計画の推進に向けて

各施策におけるICTの利活用を実効性あるものとするため、本計画においては、推進項目ごとに「統括責任課」を設定し、「目標」や「工程表」を盛り込みました。

各推進項目について、年2回、最高情報統括監（CIO）と各所属長との協議の場を設け、評価・検証を実施することとしています。

この評価・検証の結果を、適宜、「総合計画2011」の政策評価にも連動させていくことで、本計画の推進をより確実に図っていきます。

## 5 施策体系



## 第4章 推進項目

### 1 安全・安心な県民生活の実現

#### ○ICTの利活用により災害に強い社会をつくる

東日本大震災は、災害時の情報伝達についてインターネットや携帯電話などのICT基盤の有用性や脆弱性がクローズアップされる機会となりました。具体的には、安全の確保・危険の回避に必要な情報の取得、安否確認や被災地の正確な現状の伝達、さらには災害時に速やかに救助・復旧などの対策の中核となる地方自治体のICTによる業務継続性の担保などです。

ここ数年の「クラウド化・モバイル化・ソーシャル化」の進展は、今後の災害時の人の動きやその対策のありようにも影響を及ぼしていきます。

例えば、「どこでどんな被害状況にあるか」といった災害関係情報がスマートフォンなどを用いて、地図情報と併せて確認できるようになります。行政からの情報だけでなく、一般の方から寄せられた写真や動画も取り込み、随時新しい情報に更新する、といったことも可能になります。

本計画では、そのような将来に向けての手始めとなる施策を盛り込んでいます。

#### ○生命を守り質の高い医療を実現するICTの利活用

医療の面では、電子カルテ情報を地域の医療機関等が共有することで、どこでも質の高い診療が受けられるようになります。救急医療においても、患者を迅速に医療機関に搬送し、適切な治療を行う環境が整えられ、多くの生命が守られます。

これらの取組については、すでに他県に先駆けてICTの導入が進められていますが、最新のICTによってさらに広く浸透を図ります。

#### ○ICTが障害者の社会参加の可能性を広げる

様々な情報端末が普及し、ICT機器やサービスによって障害のある方のコミュニケーションを支援できる環境が整ってきています。こうしたICTの普及により、障害が社会参加の妨げにならない社会を目指すための施策を盛り込みました。

#### 【推進項目】

- ① 災害・防災関連情報の収集・伝達体制の再構築
- ② 救急現場における先進的なICT利活用の推進
- ③ 医療ICTの支援
- ④ ICTを利活用した聴覚障害者サポートセンターの開設
- ⑤ 障害者就労支援におけるICTの利活用の推進



1 安全・安心な県民生活の実現

① 災害・防災関連情報の収集・伝達体制の再構築

【統括責任課:消防防災課】

【関係課:危機管理・広報課、情報課、道路課、河川砂防課他】

【目指す姿】

災害が、どこで・どのような形で発生しているのか、また、発生しそうになっているのかをICTを通じて、行政のみならず、県民も把握しやすい環境となっています。

【取組方針】

災害情報や避難情報等を素早くかつ分かりやすく伝達するため、GIS(地理情報システム)やGPS(全地球測位システム)、SNSを活用した新しい防災情報システムを構築し、タイムリーかつ視覚的な情報を収集・分析・発信します。

【指標】

指標名	単位	現状			目標		
		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 5	H 2 6	H 2 6
システム運用開始	—	機能要件の抽出・定義	既存システム改修費調査・導入の検討			整備(運用開始)	

【具体的取組】

- 先進県の取組などを参考に、情報のオープンデータ化などを含めたシステムに必要な機能要件の抽出・定義を実施
- 関連する既存のシステムとの連携についての調査を行い、最適なカスタマイズを検討した上で、導入検討
- SNSを活用した情報の収集・発信

【工程表】

具体的取組	H25	H26
システム開発事業者 (防災科学技術研究所)	システム開発	
コンサルタントによる調査	機能要件の抽出・定義 既存システムの連携調査	
整備・運用開始		既存システムのカスタマイズ 運用開始
庁内関係各課、市町等との協議・連携	職員へのヒアリング	操作説明、訓練等
SNSを活用した情報の収集・発信	災害時にSNSを活用した情報の収集・発信を実施 新たな防災情報システムの構築に当たってはSNSの活用も視野に入れて検討	

1 安全・安心な県民生活の実現

② 救急現場における先進的なICT利活用の推進

【統括責任課:医務課】

[関係課:消防防災課]

【目指す姿】

ICTを活用して救急医療情報を現場と病院との間で共有し活用することで、医師が迅速に治療を開始し適切な治療を行うための支援を行い、ひとりでも多くの県民の生命を守ります。

【取組方針】

全ての救急車へ配備したタブレット型端末(iPad)などのICT機器の更なる利活用を図り、救急現場における先進的なICT利活用を推進します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
タブレット型端末を活用する 救急医療機関	箇所	6	48	48

【具体的取組】

- 救急隊員が作成する「搬送記録票」のオンライン入力への検討
- 救急現場から傷病者や傷病現場の画像等を共有できるよう検討
- 救急搬送時に患者の医療情報(血液型・病歴・アレルギー・投薬情報等)を参照し、適切な治療を受けられるようにする仕組みを検討

【工程表】

具体的取組	H25	H26
搬送記録票のオンライン入力化の検討	関係者による検討・システム構築 (H24～H25)	新システムの運用と検証結果のフィードバック (H25～H26)
救急現場における画像等の共有化の検討	関係者による検討・システム構築 (H24～H25)	新システムの運用と検証結果のフィードバック (H25～H26)
救急現場における患者情報の共有化の検討	関係者による検討 (H24～H25)	新システムの運用 (※検討結果が良好な場合) (H26)



# 1 安全・安心な県民生活の実現

## ③ 医療ICTの支援

【統括責任課：地域医療体制整備室】

### 【目指す姿】

基幹病院の電子カルテ情報を地域の医療機関等が患者の診療のために必要に応じて閲覧し利用できる、いわゆる「どこでもかかりつけ病院」の実現に向けた病病・病診連携を支援します。

### 【取組方針】

医師会等と連携して、佐賀県診療録地域連携システムによる病病・病診連携が推進できるような環境整備を行い、県民へ質の高い医療情報が提供できるよう支援します。

### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
参加医療機関数	箇所	89	100	120

### 【具体的取組】

- 情報の質量の向上を目指した佐賀県診療録地域連携システムの改良等の実施
- 参加医療機関の利便性向上のための環境整備
- 医師会や関係機関等と連携した普及啓発

### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
佐賀県診療録地域連携システムの情報量及び質の向上	非対応であった画像データ等を開示できるよう、また、画質の向上など利便性を高めるためのシステム開発	
参加医療機関への支援等	相談窓口を設置し、ユーザーの相談に対応する一方、新規に参加しようとする医療機関へ普及啓発	
佐賀県診療録地域連携システム推進協議会を運営し、関係機関との連携	医師会及び関係医療機関等から構成される協議会において、他地域との連携などシステムの運営の方向性などを協議し、システムの利用促進を支援	

④ ICTを活用した聴覚障害者サポートセンターの開設

【統括責任課:障害福祉課】

【目指す姿】

ろう者と難聴者・中途失聴者双方にとって利用しやすい聴覚障害者サポートセンターの開設等により、情報保障が充実し、社会参加が進んでいます。

【取組方針】

ろう者と難聴者・中途失聴者の方々の情報保障の充実と社会参加の促進のため、利用者本位の聴覚障害者サポートセンターを開設し、コミュニケーション支援等へのICT活用を推進します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
聴覚障害者サポートセンターの開設	—	—	準備	開設

【具体的取組】

- 聴覚障害者サポートセンターの開設
- ICTを活用したコミュニケーション支援の検討

【工程表】

具体的取組	H25	H26
聴覚障害者サポートセンターの開設	準備	開設(H26～)
ICTを活用したコミュニケーション支援の検討	準備	ICTを活用したコミュニケーション支援の検討

1 安全・安心な県民生活の実現

⑤ 障害者就労支援におけるICTの利活用の推進

【統括責任課:就労支援室】

【目指す姿】

ICTを活用した効率的かつ効果的なマッチング及びテレワークなどの多様な就業形態の普及により、就職を希望する障害者の雇用が確保されています。

【取組方針】

タブレット端末を活用した情報提供や相談対応による効果的・効率的なマッチング、ICTを活用したテレワークの普及等により、障害のある方々の雇用機会の拡大を推進します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
ハローワークへの 新規求職者情報提供件数	件	90	110	130

【具体的取組】

- タブレット端末を携帯し、企業訪問時に企業が必要とする人材情報などをその場で提供、また、施設訪問時に求人情報をリアルタイムで提供することで効率的・効果的なマッチング
- マップ等のアプリケーションを活用した効率的な事業所訪問、高画質な画像、動画等を用いた効果的な事業説明
- テレワーク等ICTを活用した就労環境整備の普及・啓発セミナーなどの実施

【工程表】

具体的取組	H25	H26
効率的・効果的なマッチング	実証研究(課題抽出・分析、改善検討)	運用開始
効率的な事業所訪問や効果的な事業説明	実証研究(課題抽出・分析、改善検討)	運用開始
就労環境整備の普及・啓発	実施方法等の検討	セミナー等の開催



## 2 心豊かで活力ある県民生活の実現

### ○全国最先端の ICT 利活用教育

現代社会の人材に求められる「情報に関する能力」を学校教育の現場で身に付けること、学習効率を上げることによって理解度を向上させることを目的に、教育現場における ICT 利活用の促進を行います。タブレット型の学習者用端末や電子黒板を配備するだけでなく、教材管理・成績管理・校務支援などのシステムも新たに稼働します。これにより、校務の効率化を実現し、教職員の負担軽減を進めます。

### ○地域文化における ICT の利活用

デジタルデータは時間の経過や媒体間での複製、通信による伝送などで劣化することがないため、歴史的資料や希少動植物の画像・映像による保存に適しています。また、検索性がよく、離れた場所でも通信により表示・閲覧することができます。この特性は図書館や美術館、博物館などにおける、資料の保存・分類や公開の仕方に大きな可能性を与えます。

本計画では、郷土に伝わる伝統文化・民族芸能、地域特有の郷土の宝や誇りをデジタルデータとして保存した「アーカイブス」の構築を進める取組を記載しました。

さらに、県内各地で地域の歴史的、文化的資源が活用されるよう、郷土資料のデジタル化も進めていきます。

長期的に見れば、上記のような画像・映像による資料の保存に加えて、書籍に関して電子書籍化が進みます。ICT が普及した社会においては、公立図書館の在り方も、資料の収集・整理・分類・閲覧だけでなく、県民の情報拠点としての位置付けも必要となります。

### ○CSO（市民社会組織）の自立につながる ICT の利活用

CSO（市民社会組織）は、自らの理念や活動をより多くの市民に伝え、市民からの信頼と共感を得ることで、経済的にも自立し、活動の幅を広げることができます。

活動状況の広報やイベント告知、会計、資金調達などに ICT を活用することで、低コストで大きな効果を期待できます。どんな CSO（市民社会組織）でも、ICT を有効に活用できるよう学ぶ機会をつくっていきます。

#### 【推進項目】

- ① 先進的な ICT 利活用教育の推進
- ② 新しい文化の発信
- ③ 伝統文化等の保存と発信
- ④ CSO（市民社会組織）の ICT 利活用促進
- ⑤ 図書館機能の充実
- ⑥ ICT を活用した寄附文化の浸透



## 2 心豊かで活力ある県民生活の実現

### ① 先進的なICT利活用教育の推進

【統括責任課:教育情報化推進室】

【関係課:教育政策課、学校教育課、情報課、こども未来課】

#### 【目指す姿】

小・中・高等学校、特別支援学校では、全普通教室に配備された電子黒板や一人一台の学習者用端末等のICTを利活用した教育により、児童生徒が一層意欲的に学習に取り組み、理解を深めています。

#### 【取組方針】

教育現場におけるICT機器等の整備と、新たな教育情報システムの構築及び人材育成に一体的に取り組み、先進的なICT利活用教育を推進します。

#### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
先進的ICT利活用教育に関する研修を受講した教員の割合	%	60	100	100
授業中にICTを活用して指導できる教員の割合	位	10	1	1
ICTの活用により、授業がよく分かるようになった児童生徒の割合	%	70	80	90

#### 【具体的取組】

- 人材育成(教職員研修、普及、啓発)
- ICT機器の整備及び実証研究、教育情報システムの構築・運用
- 市町教育委員会及び国・大学等外部機関との連携

#### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
人材育成 (教職員研修、普及・啓発)	全公立学校教職員研修、 推進リーダー研修 第Ⅱ期(実践力養成)	第Ⅲ期
	ICTを活用した指導方法の改善、 活用ガイドブックの充実・改良 (H24.4～)	
システム・機器整備実証研究・ 実践	教育情報システム運用 (H25～)	
	県立学校における機器等の整備 (H24.4～)	
	実証研究(課題抽出・分析、改善検討) (H23～H27.3)	実践 (H25～)
市町等との協議・連携	市町教育委員会との協議、国・大学等外部機関との連携	
	市町立学校における機器等の整備促進	

## 2 心豊かで活力ある県民生活の実現

### ② 新しい文化の発信

【統括責任課:文化課】

【関係課:まなび課、危機管理・広報課、新産業・基礎科学課】

#### 【目指す姿】

音楽イベント、映像文化、アニメなど新たな文化が、佐賀県において親しまれ、全国に向けて情報発信し、多くの人が佐賀県の情報を知り、佐賀県を訪れています。

#### 【取組方針】

佐賀県において、音楽イベント、映像文化、アニメなど新たな文化を芽生えさせ、定着させます。新しい文化を素材とし、全国に情報発信を行います。

#### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
全国版での取り上げ件数	件	0	5	5

#### 【具体的取組】

- 新しい文化に関する取組み及び話題性のある取組みの実施
- 全国版への情報提供及び売り込み
- ICTによる新しい情報発信
- 福岡都市圏への情報提供及び売り込み

#### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
新しい文化に関する取組み及び話題性のある取組みの実施	企画・準備 (H24.9~H25.7) 実施 (H25.8~H26.2)	新年度企画・準備 (H25.9~H26.4) 実施 (H26.5~H27.2)
全国版への情報提供及び売り込み	情報提供(H25.6~)	
福岡都市圏への情報提供及び売り込み	情報提供(H25.4~)	



③ 伝統文化等の保存と発信

【統括責任課:文化課】

[関係課:まなび課、文化財課]

【目指す姿】

郷土に伝わる伝統文化・民族芸能を記録した「アーカイブス」が構築され、県内各地において地域の文化資源・地域活動が保全・継承されています。

【取組方針】

伝統文化や民族芸能を保存・継承していくため、ICTを活用したアーカイブ化、ソーシャルメディアを活用した情報発信により、これらを継承する人や団体等の活動を支援します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
アーカイブ化した民俗芸能数	件	0	12	20

【具体的取組】

- 民俗芸能のアーカイブ化
- SNS等を活用した情報発信

【工程表】

具体的取組	H25	H26
民俗芸能のアーカイブ化		
SNS等を利用した情報発信		

#### ④ CSO（市民社会組織）のICT利活用促進

【統括責任課：男女参画・県民協働課】

##### 【目指す姿】

ICTを利活用しながら、CSO(市民社会組織)が自らに関する情報を広く発信しています。  
また、ICTの利活用によりCSO(市民社会組織)がより効果的に共感を得やすい環境を促進し、CSO(市民社会組織)が自ら資金調達を効果的に行っています。

##### 【取組方針】

CSO(市民社会組織)が、市民の信頼を得て、市民によって育てられていくよう、ICTを利活用した情報発信や組織運営の強化、プロボノ(職業上のスキルを活かしたボランティア)の活動支援を推進します。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
認定NPO法人数	法人数	3	4	5

##### 【具体的取組】

- CSO(市民社会組織)のICT利活用に関する講演会の実施
- 認定NPO法人を目指す団体を対象に、ICTを利活用した情報発信、組織運営力及び資金調達力等の強化を体系づけた講習会の検討
- 県民が、CSO(市民社会組織)の活動内容を把握した上で「CSO支援自販機」により支援できるよう、HPやブログにより情報発信していることを県が設置する「CSO支援自販機」の募集要件とする
- プロボノ活動を効果的・効率的に進めるため、ICTの利活用を促進

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
CSO(市民社会組織)のICT利活用に関する講演会の実施	ICT利活用に関する講演会の開催	
認定NPO法人を目指す団体を対象に、ICTを利活用した情報発信、組織運営力及び資金調達力等の強化を体系づけた講習会の検討	ICTを利活用した情報発信、組織運営力及び資金調達力等の強化を体系づけた講習会の検討	※検討結果に基づき実施を判断
「CSO支援自販機」募集におけるICT利活用の条件設定	「CSO支援自販機」募集におけるICT利活用の条件設定	
ICTを利活用したプロボノ活動の促進	ICTを利活用したプロボノ活動の促進	

2 心豊かで活力ある県民生活の実現

⑤ 図書館機能の充実

【統括責任課:まなび課】

[関係課:図書館]

【目指す姿】

情報拠点として、ICTの進展に応じ、資料等のデジタル化、国立国会図書館デジタル資料や電子書籍の活用など、音声や映像も含め多様なデジタルコンテンツを提供しています。

【取組方針】

佐賀の昔話や民話、自然分野の書籍等のデジタル化、国立国会図書館のデジタル資料の利用環境の整備、Web公開中の歴史的資料に引き続き明治期以降の郷土資料のデジタル化に取り組みます。

電子書籍の活用を調査・研究します。好生館分室では電子書籍端末の貸出を実施します。Web利用の資料検索・予約貸出の向上に引き続き努めるとともに、図書館システム共同利用を推進します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
デジタル版昔話・民話の作成	話	20	40	60
佐賀の自然のデジタル図書の作成分野数	分野	0	1	2
郷土資料のデジタル化(明治期以降)	%	0	0	10
国立国会図書館デジタル資料の利用環境整備			歴史的音源	デジタル資料
電子書籍端末の試験的整備(好生館分室)	台	0	10	10

【具体的取組】

- 昔話・民話や佐賀の自然のデジタル化、明治期以降の郷土資料のデジタル化
- 国立国会図書館の歴史的音源聴取環境及びデジタル資料の提供環境の整備
- Web利用の資料検索・予約貸出サービスの広報充実、著作権の切れた作品による電子書籍端末の貸出

【工程表】

具体的取組	H25	H26
デジタル版昔話・民話の作成 ①民話のデジタル化と公開	デジタル化と公開(H24～28)	
佐賀の自然のデジタル図書作成 ①著作権者と著作物利用契約 (デジタル化、公衆送信)を締結 ②図書のデジタル化方式検討・システム検討、図書のデジタル化・公開	著作権者と契約(H24.9～H26) デジタル化の方式・システム検討(H23～H25.9)	デジタル化(H25.10～H27) 公開(H26.1～H27)
郷土資料のデジタル化 ①デジタル化する資料の選定と公開システムの検討 ②著作権に関する調査と処理 ③資料のデジタル化と公開		資料の選定と公開システムの検討 選定した資料の著作権処理(～H27) 公開
国立国会図書館の利用環境整備 ①歴史的音源視聴環境 ②デジタル資料の提供環境の整備	グローバルIPアドレス取得	歴史的音源聴取環境整備(H25～) デジタル資料提供環境整備(H26～)
電子書籍端末の整備(好生館分室) ①電子書籍の試験的貸出	著作権の切れた作品による電子書籍端末の貸出(好生館分室)(H25.5～)	

⑥ ICTを活用した寄附文化の浸透

【統括責任課: 税務課】

【目指す姿】

“協働”を基本方針の一つとする県らしく、寄附を通じて官・民の公的活動を支援する風土・土壌が根付いています。ソーシャルファンディングなどの時流も踏まえた、“想いをカタチにする”多様な機会が提供され、寄附者側にも“楽しみ”や“面白み”を与えています。

【取組方針】

ふるさと納税やふるさと応援商品を通じて様々な手法やアイデア等を試行・検証し、そのプロセスを通じ、“成果に支持を得て財源も確保する”など寄附に係るビジネスモデル改革を図ります。

さらに、これらを通じて連携・協働する企業等の資源も活用し、マーケティング的手法等も用いたより戦略的な寄附獲得に取り組みます。

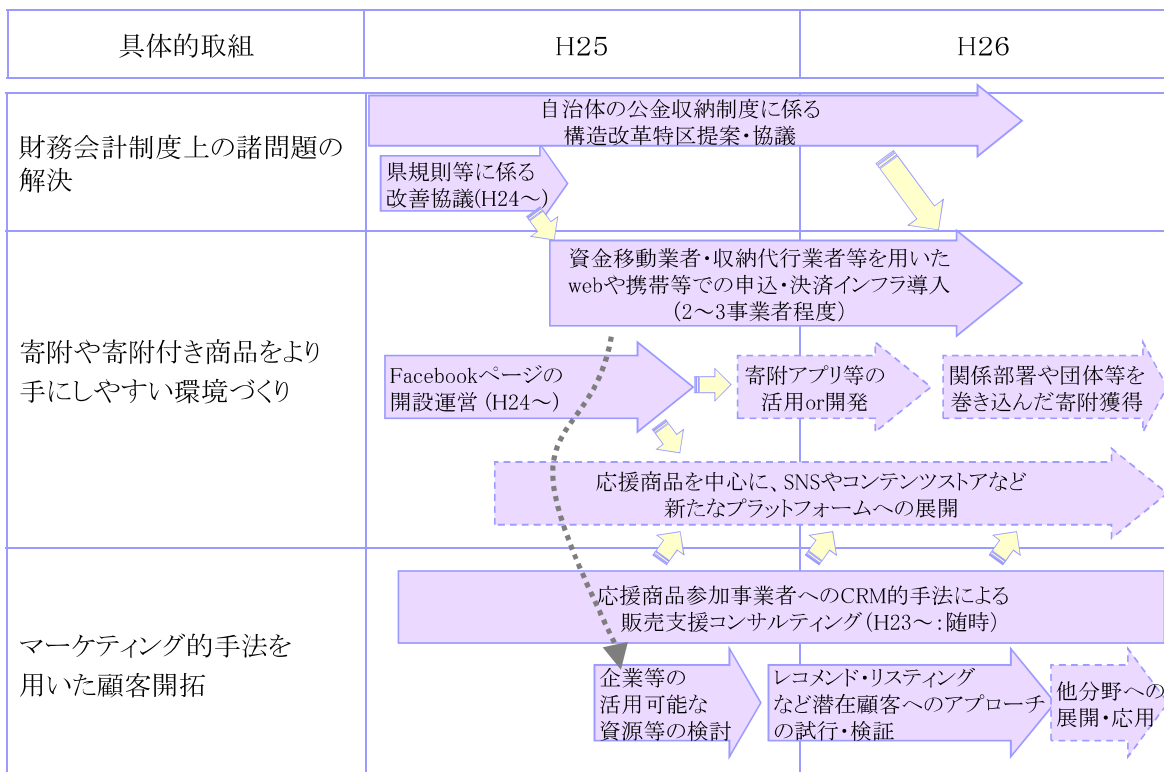
【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
ふるさと納税寄附件数	件	260	280	300
応援商品参加事業者数	事業者	35	50	70

【具体的取組】

- 公金収納に係る国・県等の規制の緩和・制度の改善
- 寄附や寄附付き商品をより手にしやすい環境づくり
- 応援商品参加事業者へのCRM的手法を用いた販売拡大の支援

【工程表】



### 3 競争力のある地域産業の育成

産業面での ICT 利活用については、本計画では特に重点的に取り組む 8 項目を記載しましたが、それらは大きく以下の 2 つに集約されます。

- ① 県内事業者の ICT 利活用による経営の革新と販路の拡大
- ② 情報通信関連業者の地域全体での体力向上

#### ① 県内事業者の ICT 利活用による経営の革新と販路の拡大

佐賀県の産業の特徴は、農業や漁業を中心とした第一次産業と、陶磁器や家具をはじめとした伝統産業です。これらの分野は、全国的に見ても ICT 化があまり進んでおらず、佐賀県でも大きな効果を上げているとは言えない状況にあります。50 歳以下のインターネット普及率が 95%を超える（総務省：平成 23 年度通信利用動向調査）現代社会においては、消費者がインターネットを通じて商品情報を入手し、複数の選択肢を比較検討することが可能となりました。売り手側から見れば、直接的な広告費を削減できる状況になっていますが、消費者の行動が予測しづらくなるため、同業種間の競争が激化することになります。

顧客の満足度を高め、既存の顧客のリピートを高めることにより、自社の存在意義を高めていく必要があります。

#### ② 情報通信関連業者の地域全体での体力向上

①の目的を達成するには、ICT 分野のパートナーとなる情報通信関連業者の存在が欠かせません。そのため、情報関連事業者は人材の確保・育成やノウハウの蓄積が必要となります。

この 2 点を県内産業を盛り上げていくための中長期的な課題として、この 2 年間で基本的な基盤づくりに取り組みます。

#### 【推進項目】

- ① 経営戦略における ICT 利活用促進
- ② 消費者に支持される事業者の支援
- ③ ICT を活用した国際戦略の推進
- ④ ICT を活用した観光情報発信
- ⑤ デジタルコンテンツ産業の育成
- ⑥ ICT 活用による県産品ブランディングの推進
- ⑦ 県内企業を支える産業人材の確保
- ⑧ 情報発信プロジェクトの推進



### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ① 経営戦略におけるICT利活用促進

【統括責任課:新産業・基礎科学課】

【関係課:流通課、商工課、観光課、情報課】

##### 【目指す姿】

県内中小企業が、ICTリーダーの育成等を行ったり、ICT利活用を提案する情報関連ベンダー等と連携するなどして、戦略的に既存技術の高度化、新たな技術開発、付加価値の高い商品開発、販路開拓に取組み、本県経済を支える担い手として活発な事業活動を行っています。

##### 【取組方針】

厳しい経営環境の中で、コスト低減や製品等の高付加価値化に対応する県内中小企業のICT導入とその高度利活用を促進します。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目 標	
		H24	H25	H26
ICT利活用推進組織による支援事業者数 (ユーザー企業)	件	8	8	8
ICT利活用推進組織による支援事業者数 (情報関連ベンダー)	件	2	2	2

##### 【具体的取組】

- ICT利活用推進組織によるICT化が進んでいない中小企業の経営革新や販路拡大等の支援
- 企業内の生産管理システムや旅館等の顧客管理システムの導入・高度化、企業内ICTリーダーの育成等の支援
- 県内中小企業のICT利活用促進を担う情報関連ベンダーの育成

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
ICT利活用推進組織による支援 (ユーザー企業、情報関連ベンダー)		
中小企業ICT活用支援事業の実施		

### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ② 消費者に支持される商業者の支援

【統括責任課:商工課】

##### 【目指す姿】

ICT(ショッピングサイト、電子マネーなど)の活用によって、地域のお店が消費者からこのお店で買い物しようと選ばれ、売上が伸びています。また、高齢者や障害者等が食料品・日用品を買いたい時に購入できる環境になっています。

##### 【取組方針】

地域のお店の売上増を図るため、ショッピングサイトへの出店や電子マネーの導入、Wi-Fi環境の整備などICT利活用を促進し、消費者から選ばれ支持される商業者を支援します。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目 標	
		H24	H25	H26
ショッピングサイト:公的支援終了後も出店している割合・店舗数<参考>	%	—	80	80
	店舗数		8	未
電子マネー:モデル地域の導入<参考>	地域	—	1	1

##### 【具体的取組】

- 県内成功者の協力のもと、ショッピングサイトへの出店支援を実施
- モデル地区(唐津市)の商店街において電子マネーの導入に向けた実証実験の実施
- 買い物サービスの現状を把握し研究会を開催
- 商店街などでのWi-Fi環境整備の支援を検討

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
ショッピングサイト出店支援	出店者及び商品のセレクト&サポート 県内の成功者によるノウハウ指導などのバックアップ(H24~H26)	出店者及び商品のセレクト&サポート
電子マネー実証実験	研究会の開催 (制度設計・体制づくりH24.4~)	電子マネー実証実験開始
買い物サービス	事例収集・情報提供(H24~)	必要に応じて支援の検討・実施
商店街などでのWi-Fi環境整備の支援を検討	事例収集・情報提供	必要に応じて支援の検討・実施



### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ③ ICTを活用した国際戦略の推進

【統括責任課:国際戦略グループ】 [関係課:国際交流課]

##### 【目指す姿】

海外拠点の職員をはじめ、流通、経済、観光、国際交流等の国際戦略を推進する関係者がICTを基盤としてノウハウを蓄積し、活用しています。

##### 【取組方針】

県内事業者が円滑に海外進出や販路拡大を行えるよう、クラウドコンピューティングを活用してタイムリーな情報共有やノウハウの蓄積等を行い、県の国際戦略の更なる推進を図ります。

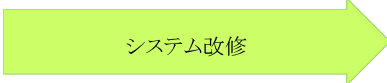

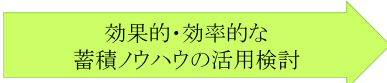
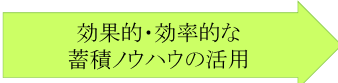
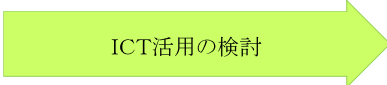
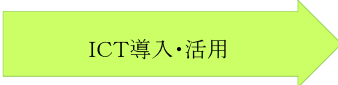
##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
プロジェクト化見込み案件を担当課と一体となって対応した件数	件/月	2.0	2.3	2.3

##### 【具体的取組】

- ICTシステムによる情報蓄積の円滑化
- 職員間で情報を共有・活用するための研修
- 国際関連情報・ノウハウの活用方法の検討・実施
- 国際交流支援拠点でのICTを活用したサービスの検討・実施

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
情報蓄積の円滑化	システム改修 	
職員間の情報・ノウハウの共有・活用のための研修	関係職員研修 	
国際関連情報・ノウハウの活用方法の検討・実施	効果的・効率的な蓄積ノウハウの活用検討 	効果的・効率的な蓄積ノウハウの活用 
国際交流支援拠点でのICTを活用したサービスの検討・実施	ICT活用の検討 	ICT導入・活用 

### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ④ ICTを活用した観光情報発信

【統括責任課:観光課】

【関係課:新産業・基礎科学課】

##### 【目指す姿】

国内外に佐賀県の観光情報を浸透させ、きめ細かなおもてなしをすることにより、多くの観光客が佐賀県を訪れています。

##### 【取組方針】

国内外に観光情報を浸透させ、多くの人々が共感し、佐賀を訪れるよう、ソーシャルメディアを活用した情報発信、宿泊施設等のWi-Fi環境の整備を推進します。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
Twitter等の「フォロワー数」	件	3,774	13,000	24,000
Facebookの「いいねの数」	件	0	800	1,500

##### 【具体的取組】

- SNSなどのソーシャルメディアを活用した情報発信
- 市町観光協会・観光施設等におけるICTを活用した情報発信の推進
- 活発な情報発信を促すための企画(モニターツアーなど)の実施
- 観光施設や宿泊施設などのWi-Fi設備整備の充実

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
SNSの運営	コンテンツ制作、情報の収集、情報の発信、意見へのツイートなど	
	市町観光担当者、観光施設との連携	
市町・観光施設のICTを活用した情報発信の推進	市町・観光施設のICTを活用した情報発信のための支援を行う (研究会、研修会、講習会、個別指導など)	
活発な情報発信を促すための取組み	モニターツアーなどの企画の実施 (H25～H26)	
Wi-Fi設備整備の導入促進	観光施設や宿泊施設などのWi-Fi設備整備の推進	

### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ⑤ デジタルコンテンツ産業の育成

【統括責任課:新産業・基礎科学課】

[関係課:情報課]

##### 【目指す姿】

デジタルコンテンツ発注企業(中小企業)と受注者(ITベンダー等)のマッチングなどにより受発注機会が増加し、県内中小企業のデジタルコンテンツ等のICT利活用が進展しています。

##### 【取組方針】

デジタルコンテンツ産業を育成するため、デジタルコンテンツ制作支援、クリエイター育成支援等を行い、県内中小企業の受注機会の増加、デジタルコンテンツの利活用を推進します。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24見込	H25	H26
創人Saga(つくっとサガ)登録件数	件	105	125	—

##### 【具体的取組】

- デジタル産業育成推進事業による、デジタルコンテンツ制作支援、クリエイター育成支援等の実施
- 県内事業者のデジタルコンテンツに対する需要喚起の取組を実施

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
デジタルコンテンツ制作支援事業	マッチング、創人Saga(つくっとサガ)アワード2013開催、セミナー開催 等	
クリエイター育成支援事業	小、中、高校を対象とした制作体験事業の実施等	
クリエイター発掘支援事業	ウェブサイト「創人Saga(つくっとサガ)」の運営、イベント開催等	
デジタルコンテンツに対する需要喚起	ITコーディネーターによる支援、専門家派遣等	

### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ⑥ ICTの活用による県産品のブランディングの推進

【統括責任課:流通課】

##### 【目指す姿】

多くの消費者等が公式サイトを閲覧し、県産品のことを知り魅力を感じるとともに、SNS等で県産品を話題にしています。

##### 【取組方針】

SNSと連動した公式サイトを通じて、消費者等が県産品に魅力を感じる情報を発信します。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
公式サイトアクセス件数	件	11,000	50,000	50,000

##### 【具体的取組】

- 公式サイトの開設
- 県産品情報の発信

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
公式サイトの開設	(平成25年1月開設)	
情報発信	ウェブサイトによる県産品情報発信	
	ウェブキャンペーンの展開、SNSとの連動など	
	飲食店等での告知、WEB広告、雑誌広告など	

### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ⑦ 県内企業を支える産業人材の確保

【統括責任課:雇用労働課】

##### 【目指す姿】

県内企業の認知度が高まり、県内の若者の県内企業への就職が増えるとともに、県外の大学に進学した学生や県出身の社会人のUターン就職が盛んになり、多くの若者が県内産業や地域社会の担い手となっています。

##### 【取組方針】

SNSなどのツールを有効に活用し、サイトの認知度向上を図ります。

企業訪問・企業セミナー開催により、県内企業のPRマインド向上を図ります。

利便性向上のため、サイトのリニューアルを行います。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
さが就活ナビ掲載企業数	社	137	550	600
さがしごとネットでマッチングした人数	人	20	20	20

##### 【具体的取組】

- 掲載依頼のための企業訪問
- 企業向けセミナーの開催
- SNSを活用した情報発信

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
サイト掲載企業を増やす	県等の事業でつながりのある企業を中心に訪問	
	企業向けセミナーの開催	
Uターンアドバイザーによるマッチング支援	就職説明会の出展企業や求職者が希望する業種・職種の企業を中心に企業訪問	
	県外でUターン相談会を実施し、登録呼びかけ、マッチングを支援	
	サイトリニューアルの周知	
SNSを活用した情報発信	コンテンツ制作、情報の収集、情報の発信、意見へのツイートなど	

### 3 競争力のある地域産業の育成

#### ⑧ 情報発信プロジェクトの推進

[関係課:農林水産商工本部企画・経営グループ、流通課、観光課、商工課]

【統括責任課:危機管理・広報課】

##### 【目指す姿】

県産品の販路が大都市圏を中心に更に拡大し、消費者の手近に県産品が増え、売り上げが伸びるとともに、「佐賀のものはいい!」という評価が定着している。また、販売促進・観光客誘致等のセールスプロモーションが現状よりも効果的に実施できる環境が作り出されている。

##### 【取組方針】

- 東京の情報トレンドや効果的な情報発信ツールなどについて調査・分析し、効果的な事業実施の可能性を探ります。
- より効果的な情報伝達を行えるパートナーとのコラボレーションを開発し、プロモーション企画を策定して効果的な情報発信を行います。

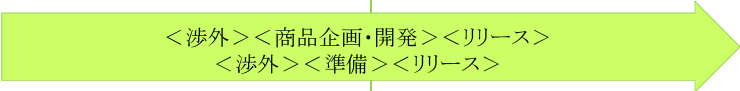
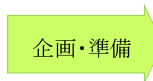
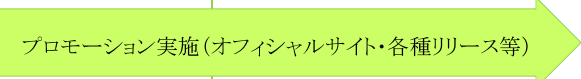


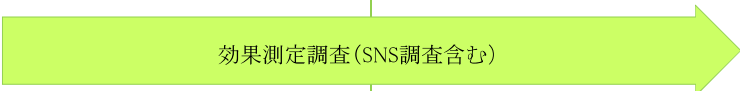
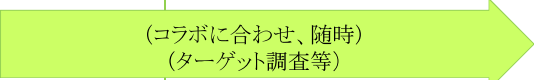
##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
佐賀県の存在感を高めるための情報発信(ビジョン策定・事業化)	—	事業化の適否判断 事業化準備	実施	評価・改善

##### 【具体的取組】

- 企業やブランド等とのコラボレーション企画・実施
- プロモーション企画・実施
- 情報収集・分析

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
企業やブランド等とのコラボレーション企画・実施		
プロモーション企画・実施		 
情報収集・分析		  

## 4 県民本位の電子自治体の推進

### ○行政の ICT 利活用の推進

佐賀県では、住民サービスの向上、ICT コストの削減及び業務生産性の向上、便利で安全・安心な社会の推進を目指して、県・市町の情報システムの共同利用化・ネットワーク化に取り組むための組織として、「佐賀県 ICT 推進機構」を平成 20 年 8 月に設立しています。

行政の内部における ICT 利活用に関しては、利用者の利便性向上、行政業務の効率化及び ICT コストの削減を図ることを目的とした「最先端電子県庁構築推進事業」を進めてきました。さらに、自治体クラウドの実証事業などを通して研究・準備を進めてきた県内市町の基幹系情報システムの共同利用が、実施段階に入ります。

また、「クラウド化・モバイル化」の特性を十二分に生かした「99 さがネット」（佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム）が、全国に先駆けた先進的な事例として、短期間のうちに全国の自治体への展開を見せています。従来では ICT の活用など想像できなかったような業務に対して、「クラウド化・モバイル化」の特性を生かした新たな業務の在り方を検討していきます。

### ○番号制度実施後の行政と社会の検討

この 2 年間ににおいては、行政事務の効率化や的確な行政サービスの提供、医療・介護サービスの充実、さまざまな困難を抱える家庭の支援等についての制度実施後のありようを佐賀県 ICT 推進機構が先導して、県及び市町とともに検討する必要があります。

#### 【推進項目】

- ① 最先端電子県庁の構築
- ② ICT 活用によるワークスタイル変革の推進
- ③ 情報システムの共同利用化・ネットワーク化の推進
- ④ 公衆無線 LAN サービスの拠点拡大
- ⑤ ICT 部門の BCP 策定
- ⑥ 番号制度の活用





#### 4 県民本位の電子自治体の推進

##### ① 最先端電子県庁の構築

【統括責任課:情報課】

【関係課:職員課、総務事務センター、教職員課、税務課他】

##### 【目指す姿】

庁内で稼働している情報システムについて、組織横断的に無駄や連携不足がなくなり、行政業務の効率化やコストの削減が進展するとともに、利用者の利便性が向上しています。

##### 【取組方針】

より水準の高い行政サービスの提供と効率的な県庁経営を目指し、庁内で稼働している情報システムについて、組織横断的に無駄や連携不足をなくし、利用者の利便性の向上、行政業務の効率化、ICTコストの削減を実現します。

##### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
利用者満足度	%	—	70	80

##### 【具体的取組】

- 職員・給与システム、税総合情報システム等の再構築
- 既存システムのサーバ統合やクラウドサービスの導入等による情報システムの全体最適化の推進
- IT研修の実施や情報処理技術者の資格取得などの人材育成

##### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
情報システムの全体最適化	職員ポータル等システムの運用	
	財務経営システムなどの業務システムの運用	
	職員・給与システムの詳細設計・開発	職員・給与システムの運用
	税システムの詳細設計・開発	
	サーバ統合等 ※更新タイミングにあわせて随時	
人材育成	OJT／外部研修の受講／職員研修の実施 ※必要に応じて計画	

#### 4 県民本位の電子自治体の推進

### ② ICT活用によるワークスタイル変革の推進

【統括責任課:人材育成・組織風土グループ】

【関係課:情報課】

#### 【目指す姿】

ICTを活用したワークスタイル変革によって、効率的かつ効果的な働き方が可能になっています。

#### 【取組方針】

行政サービスの向上と業務の効率化のため、タブレット端末やクラウドサービス等を活用して、モバイルワークやペーパーレス会議、ウェブ会議等を推進します。

#### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
モバイル機器を活用した業務改善の事例数	件	—	10	20

#### 【具体的取組】

- モバイルワークに適した業務及び活用事例の検討
- 効果が期待できる所属(業務)におけるモバイルワークの推進
- 技術動向等を踏まえた、適切なモバイルワークスタイルの検討
- ペーパーレス会議、ウェブ会議の推進

#### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
モバイルワークに適した業務及び活用事例の検討	業務の洗い出し、活用事例の検討	
効果が期待できる所属(業務)におけるモバイルワークの推進	モバイルワークの推進	
技術動向等を踏まえた、適切なモバイルワークスタイルの検討	モバイルワークスタイルの検討	
ペーパーレス会議、ウェブ会議を推進	ペーパーレス会議、ウェブ会議の推進	

#### 4 県民本位の電子自治体の推進

### ③ 情報システムの共同利用化・ネットワーク化の推進

【統括責任課:情報課】

#### 【目指す姿】

県・市町の情報システムの共同利用化・ネットワーク化等により、住民サービスの向上、業務の効率化及び情報システムコストの削減が進展しています。

#### 【取組方針】

住民サービスの向上、ITコストの削減・業務生産性の向上、便利で安全安心な社会の推進のため、県・市町の情報システムの共同利用化・ネットワーク化を推進します。

#### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
共同利用化等の実施件数	件	8	9	10

#### 【具体的取組】

- 市町基幹系業務システムの共同利用化の推進
- 公共工事設計積算システムなど個別システムの共同利用化の推進

#### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
佐賀県ICT推進機構による検討、協議調整等	検討テーマの洗い出し、検討テーマによる具体的な検討(適宜)	
共同利用化等に向けたシステム調達・整備等	実施を決定したテーマについて、システム調達・整備	

#### 4 県民本位の電子自治体の推進

##### ④ 公衆無線LANサービスの拠点拡大

【統括責任課:情報課】

【関係課:観光課、商工課】

###### 【目指す姿】

国内外からの旅行者を始めとする来県者及び県民の皆様が、いろんな場所で、インターネットのサービスを利用でき、佐賀での時間を快適に過ごしています。

###### 【取組方針】

無料・簡単・安全に利用できる公衆無線LAN(Wi-Fiスポット)を県立施設、観光施設、宿泊施設等に拡大します。

###### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
県立施設(県現地機関)における公衆無線LANの整備箇所	箇所	2	14	(ニーズに応じて拡大)

###### 【具体的取組】

- 現地機関(施設管理者)向けに、「公衆無線LANの整備事例集(仮)」を作成
- 博物館施設、総合庁舎等に公衆無線LANを整備
- 公衆無線LANの整備事例集(仮)を県内市町に紹介
- 観光施設や宿泊施設などでの公衆無線LAN設備整備の充実(再掲)
- 商店街などでの公衆無線LAN環境整備の支援を検討(再掲)

###### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
整備事例集(仮)の作成	作成・紹介	
県立施設への公衆無線LAN整備	博物館施設、総合庁舎等へ整備	(ニーズに応じて)公衆無線LAN整備拡大
市町施設の公衆無線LAN整備	事例集(仮)を参考に整備を検討	
観光施設や宿泊施設などでの公衆無線LAN設備整備の導入促進(再掲)	観光施設や宿泊施設などのWi-Fi設備整備の推進	
商店街などでの公衆無線LAN環境整備の支援を検討(再掲)	事例収集・情報提供	必要に応じて支援の検討・実施

⑤ ICT部門のBCP策定

【統括責任課:情報課】

【関係課:情報システム関係各課】

【目指す姿】

重要な情報システムやネットワーク等において脆弱性が確認されたものは、事前に、耐震性の確保やバックアップ等の対策を行うことで、災害・事故発生時においても、大きな混乱も無く重要業務が継続されています。

【取組方針】

大規模な災害や事故、深刻なサイバー攻撃等が発生した際に、大きな混乱が生じることなく、重要業務を継続できるよう、ICT部門の業務継続計画(BCP)に基づく対策、訓練を実施します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
佐賀県ICT部門の業務継続計画	—	ICT部門のBCPの策定検討(情報課分)	ICT部門のBCP策定、システム更新等に伴う修正、訓練による課題等を計画に反映	
個別対応マニュアル	—	BCPに基づく個別対応マニュアル作成検討(情報課分)	マニュアルの作成・点検・修正	マニュアルの点検・修正

【具体的取組】

- 重要システムを所管する部署の個別対応マニュアルの整備促進(情報課のマニュアルに準じて作成)
- 定期的な訓練を通してBCP及びマニュアルの点検・見直し

【工程表】

具体的取組	H25	H26
佐賀県ICT部門の業務継続計画策定・個別対応マニュアルの作成	<p>訓練等に基づくICT部門BCPの策定、個別対応マニュアル(情報課分)の作成等</p> <p>システム関係部署の個別対応マニュアル作成</p>	<p>県庁全体のICT部門BCPの改訂 全ての個別対応マニュアルの修正</p>
業務継続計画・個別対応マニュアルに基づく訓練の実施	<p>ICT部門BCP及び個別マニュアルに基づく情報課における訓練を実施し、課題等を検証</p>	<p>ICT部門BCP及び個別マニュアルに基づく県庁全体における訓練を実施し、課題等を検証</p>

#### 4 県民本位の電子自治体の推進

##### ⑥ 番号制度の活用

[関係課:各業務所管課、情報課、人材育成・組織風土G、職員課、法務課、市町村課]

###### 【目指す姿】

番号制度の活用を行い、行政手続の簡素化やきめ細やかな行政情報の提供により、県民の利便性が向上するとともに、行政事務が効率化されます。

###### 【取組方針】

県民の利便性の向上と行政業務の効率化のため、関係業務の見直し、システムの整備、諸規定の整備等により、番号制度を積極的に活用します。

###### 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
番号制度の有効活用	—	情報収集	対象業務・システムの調査・検討	業務改善作業・システム設計・開発

###### 【具体的取組】

- 既存業務・システム調査
- 番号制度を活用する業務・システムの検討・決定
- 番号制度を活用する業務の改善作業
- システムの設計・開発

###### 【工程表】

具体的取組	H25	H26
既存業務・システム調査		
番号制度を活用する業務・システムの検討・決定		
番号制度を活用する業務の改善作業		
システムの設計・開発		

※個別システムの状況に応じて順次開始する

※ 平成27年秋に番号通知、平成28年1月から番号利用開始、平成29年から行政機関間の情報連携やインターネットでの住民サービスが予定されており、今計画期間は、その活用に向けた準備期間となります。

## 5 県民の ICT 活用力の向上

### ○誰でも ICT の恩恵に浴せる社会づくりのための仕組みづくり

ICT が社会の仕組みの隅々まで浸透し、50 歳以下のインターネット普及率が 95%を超える現代社会では、情報通信のインフラは、電気・水道・ガスに続く「第 4 のライフライン」と呼ばれています。そのため、行政と ICT 関連業者は一体となって、誰もが ICT インフラを活用できる社会の実現に向けて取り組まなければなりません。

10 年後を見やると、95%以上インターネットが普及している層が 60 歳までシフトします。かたや、人口に占める高齢者の比率は年々高まっていくことが予想されています。そのため、移動手段や買い物など、従来の社会インフラでは生活に困難をきたす人々、在宅介護や見守りを必要とする人々の増加が見込まれます。しかしながら、それらの人々をサポートする世代の人口は減少することが予想されます。高齢者への直接的なメリットの提供だけでなく、サポートする人々の利便性と生産性の向上が、ICT の利活用で可能となります。

ICT に関する技術の進歩やコストの低減により、専門的な知識や技術を要さず気軽に利用できる端末が普及すると予想されますが、ICT の浸透に取り残される層を最小限にとどめていく努力は今まで以上に求められます。

### ○安心・安全な ICT 利用を進めるための仕組みづくり

ICT が普及することで、誰でも簡単にインターネットに接続できるようになりました。その反面、コンピュータウィルスやネット攻撃の脅威にさらされたり、子どもや高齢者などが犯罪に巻き込まれる危険も高まっています。

自動車によるモータリゼーションが社会や経済に大きな恩恵を与えた反面、交通事故など新たな不利益も生み出しました。交通事故死者は高度経済成長に伴って毎年上昇しましたが、1970 年(昭和 45 年)のピーク時に比べ、現在では 1/4 に減少しています。これは、車や道路を取り巻く技術開発、法令の整備、意識の啓発など、社会を上げて取り組んだ成果です。

ネットのトラブルを交通事故になぞらえれば、まだまだ高度経済成長期の初期の件数増加を続けている時期といえます。交通事故対策にならい、社会を上げて子どもや高齢者のネットトラブルを防ぐ仕組みづくりにも取り組んでいきます。

#### 【推進項目】

- ① 障害者の情報リテラシー向上の推進
- ② 情報化推進団体の育成・支援
- ③ 情報セキュリティ・モラルの普及啓発





① 障害者の情報リテラシー向上の推進

【統括責任課:就労支援室】

【目指す姿】

多くの障害のある方々が、ICT利活用により、生活の質を高め、社会参加が進んでいます。

【取組方針】

障害のある方の生活の質を高め、社会参加を促進するため、ICT活用能力を向上させる事業を総合的に実施します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
IT教室受講者数	人	1,740	1,990	2,200
ボランティア派遣者数	人	2,160	2,410	2,600
ボランティア養成者数	人	820	930	1,000

【具体的取組】

- 佐賀県障害者ITサポートセンターによるIT教室、ボランティア派遣・養成等の実施
- IT教室の新コースの追加(iPad、スマートフォン、Facebook・twitter等のSNS、Windows8など)
- ボランティアの交流会等の開催
- 利用者掘り起しのための広報(障害福祉サービスの事業所など)、利用者の声などの情報発信
- チャレンジだれでもパソコン10か年戦略事業(H17~26)後の事業のあり方の検討

【工程表】

具体的取組	H25	H26
佐賀県障害者ITサポートセンターによるIT教室、ボランティア派遣・養成等の実施	見込み(H24末時点) 1,740人(79%)	IT教室の実施 <span style="float:right">目標値 2,200人</span>
	見込み(H24末時点) 2,160人(83%)	ボランティア派遣の実施 <span style="float:right">目標値 2,600人</span>
	見込み(H24末時点) 820人(82%)	ボランティア養成講座の実施 <span style="float:right">目標値 1,000人</span>
IT教室の新コースの追加	iPad講習会	本格的に実施
	その他	試験的に実施 <span style="float:right">本格的に実施</span>
ボランティアの交流会等の開催	定期的に行う	
利用者掘り起しのための広報、利用者の声などの情報発信	広報	
	利用者の声などをHPで公開	
チャレンジだれでもパソコン10か年戦略事業(H17~26)後の事業のあり方の検討	高度な講座や、職業的専門性の高いICTに関する講座開催の検討	
	事業の実証研究(課題抽出・分析、改善検討)	
	H27以降の事業のあり方の検討(H25.4~H26.9)	

② 情報化推進団体の育成・支援

【統括責任課:情報課】

【関係課:まなび課】

【目指す姿】

地域でICTを教え学びあう団体等が活動することにより、豊かなコミュニケーションが生まれています。

【取組方針】

「新しい公共」の考え方を踏まえ、地域でICTを教え学びあう環境づくりを推進するため、地域のICT初心者教育を支える団体を育成するとともに、その活動を支援します。

【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
情報化推進団体の会員数 (情報課調べ)	人	154	200	240

【具体的取組】

- 情報化推進団体(CSO(市民社会組織)等)の育成・活動支援
- PC、タブレット端末など情報機器の活用に対する支援
- 公民館を所管する市町教育委員会及び公民館長への働きかけ

【工程表】

具体的取組	H25	H26
情報化推進団体への支援	情報化団体づくり支援事業 (講師謝金・旅費の負担)	
	団体の自立化支援	
情報機器活用に対する支援	情報通信機器貸出整備事業 (パソコン・タブレット端末等)	
様々なICTツールの利活用促進 に向けた普及啓発	佐賀県高度情報化推進協会によるセミナー等の実施	
市町教育委員会及び公民館長 への働きかけ	市町教育委員会及び公民館長への働きかけ	

## ③ 情報セキュリティ・モラルの普及啓発

【統括責任課:情報課】

[関係課:こども未来課、学校教育課]

## 【目指す姿】

情報セキュリティ・モラルに関する普及・啓発活動を実施する団体が互いに連携しあいながら活発に活動し、子どもや高齢者がネットの脅威を受けずに、安全で快適にICTの利用を行っています。

## 【取組方針】

子どもや高齢者の方々が、ネットの脅威を受けずに、安全で快適にICTを利用できるよう、関係機関・関係団体が連携して情報セキュリティ・モラルの普及啓発を実施します。

## 【指標】

指標名	単位	現状	目標	
		H24	H25	H26
佐賀県青少年育成県民会議が行う有害情報対策に関する講座等への参加者数	人	9,504	9,800	9,800

## 【具体的取組】

- 佐賀県青少年育成県民会議による有害情報対策の推進
- 学校における情報モラル教育の推進
- 佐賀県高度情報化推進協議会、情報化推進団体等の関係団体と連携した高齢者への情報セキュリティ普及啓発の推進

## 【工程表】

具体的取組	H25	H26
佐賀県青少年育成県民会議による有害情報対策の推進	講演・講座等の実施	
学校における情報モラル教育の推進	情報モラル教育の実施	
高度情報化推進協議会等の関係団体と連携した高齢者への情報セキュリティ普及啓発の推進	セミナー等の実施	

# 參考資料

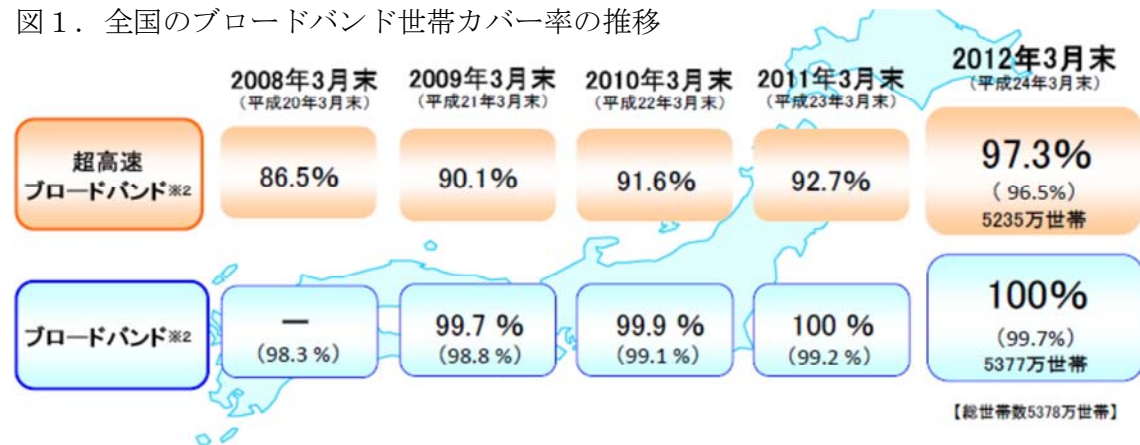
本編では ICT の動向やその社会への波及等のうち、代表的なものを取り上げましたが、その他にも現状や今後の動向等を顕す様々なものがあります。その中から参考となるものについて取り上げます。

## 1 ICT の利用環境と普及の動向

### ○ ブロードバンド利用環境の動向

全国的に光ファイバー等の整備が進み、平成 23 年 3 月末にはブロードバンドが全国をカバーし、超高速ブロードバンド(下り概ね 30Mbps 以上のサービス)についても、平成 24 年 3 月末には約 97%の世帯において利用可能な状態となっています。近年は光ファイバーやケーブルテレビといった固定系通信に加えて、無線技術の発達などにより無線系通信の利用環境の整備も進んでいます。

図 1. 全国のブロードバンド世帯カバー率の推移



超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA、BWA(FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る。()内は固定系のみの数値。  
ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA、3.5世代携帯電話。()内は固定系のみの数値。

出典：総務省資料（平成 24 年）

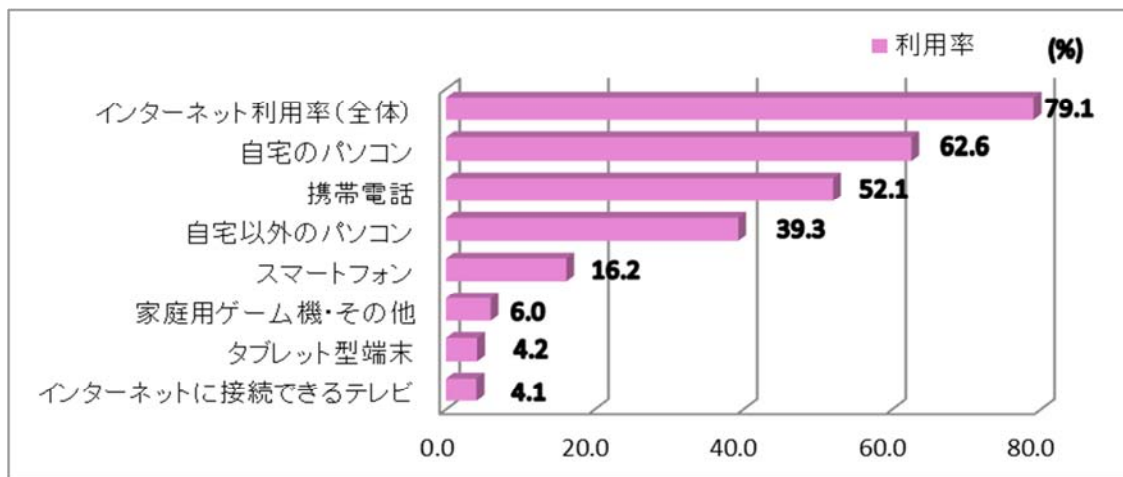
### ○ インターネットの利用端末

インターネットを利用する端末の種類では「自宅のパソコン」が最も多く、次いで「携帯電話（スマートフォン除く）」「自宅以外のパソコン」となっています。

現状ではパソコンや携帯電話の利用が高いものの、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の利用が急速に増加しています。また、モバイル端末は、感覚的な操作性を持つことから、高齢者の ICT 利用を増加させる潜在的な可能性が期待されています。こうしたスマートフォン・タブレット端末の普及は、データ通信の利用増にとどまらず、インターネットを通じた商品の購入や、音楽配信・映像配信の利用、電子書籍・電子新聞の購読、さらには健康や教養に関連するサービスなど、幅広い分野でインターネットを通じた消費を刺激すると考えられています。

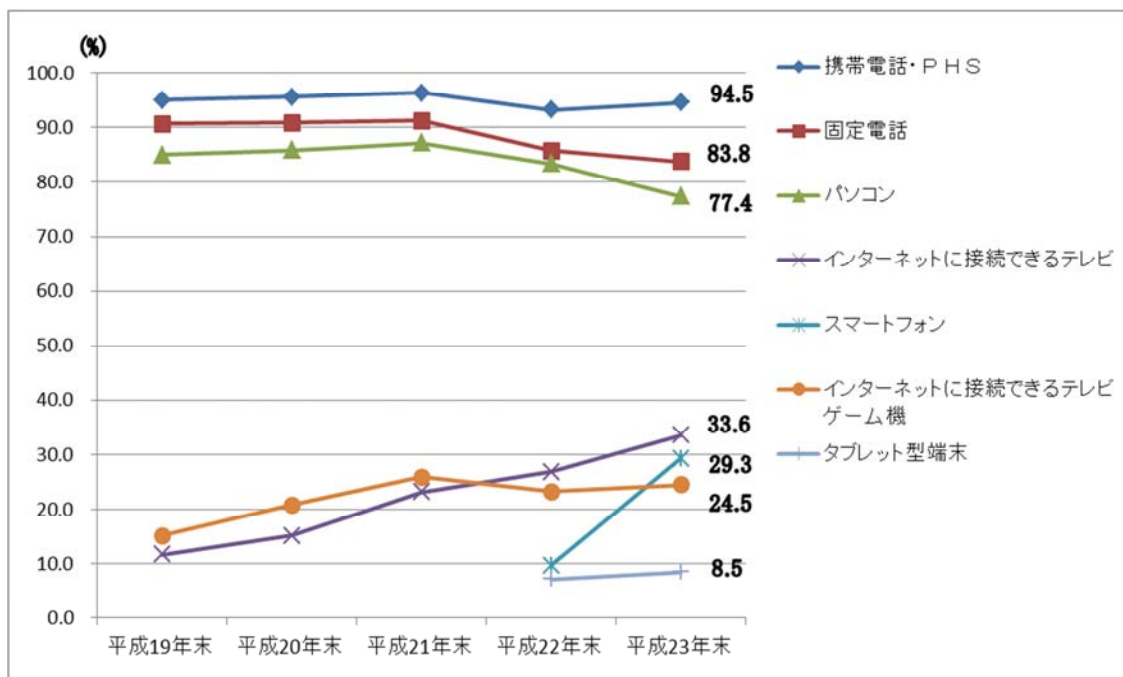
利用頻度については、約 6 割が「毎日少なくとも 1 回」利用しているとされており、国民の生活に身近な存在として利用されているといえます。

図2. インターネット利用端末



出典：総務省「平成23年通信利用動向調査」(平成24年)

図3. 情報通信端末の世帯保有率の推移

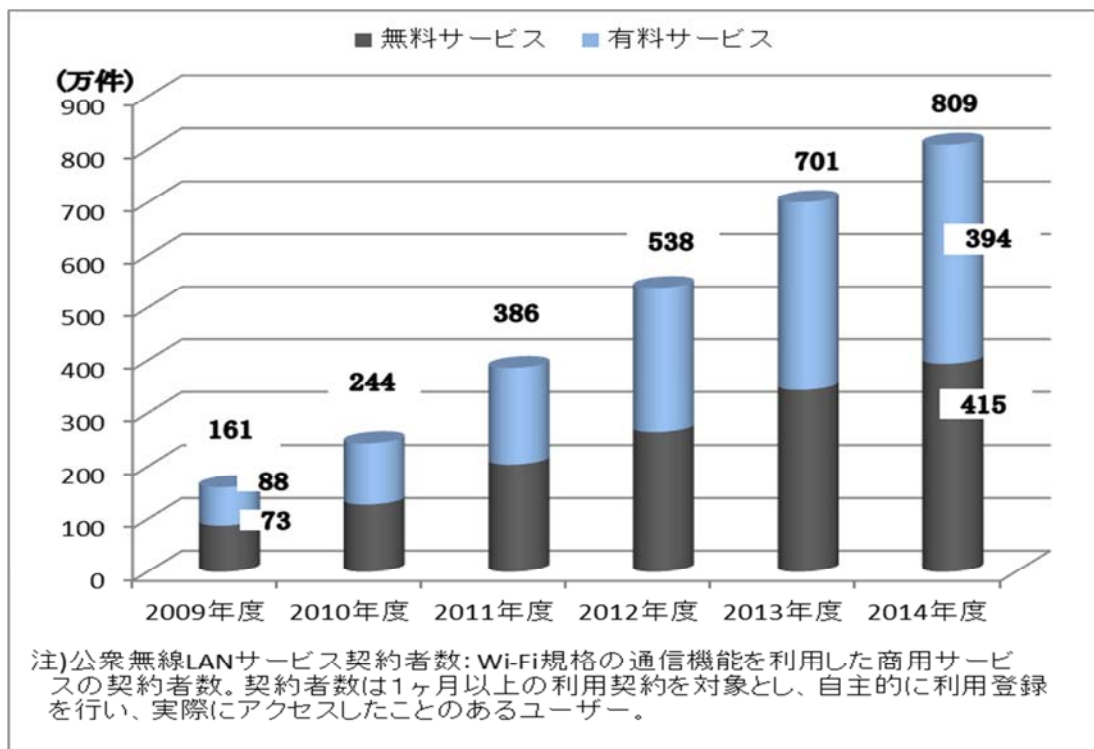


出典：総務省「平成23年通信利用動向調査」(平成24年)

○ ワイヤレスブロードバンドの普及

スマートフォンや、ゲーム機器・カメラ等の無線LAN(含むWi-Fi。以下同じ)を搭載したモバイル端末の普及、モバイルWi-Fiルータの登場等を背景として、無線LANの利用が大幅に増加しています。公衆無線LANは、多くの事業者等がサービスを提供しており、公衆無線LANを主たる事業とする事業者のほか、自治体や商店街が主体となって無線LANを提供し、観光客の誘致や集客力の向上に活用している事例もあります。

図4. 公衆無線 LAN サービス契約者数需要予測(Wi-Fi サービス)



出典：(株) ICT 総研「公衆無線 LAN サービス市場に関する需要予測」(平成 23 年)

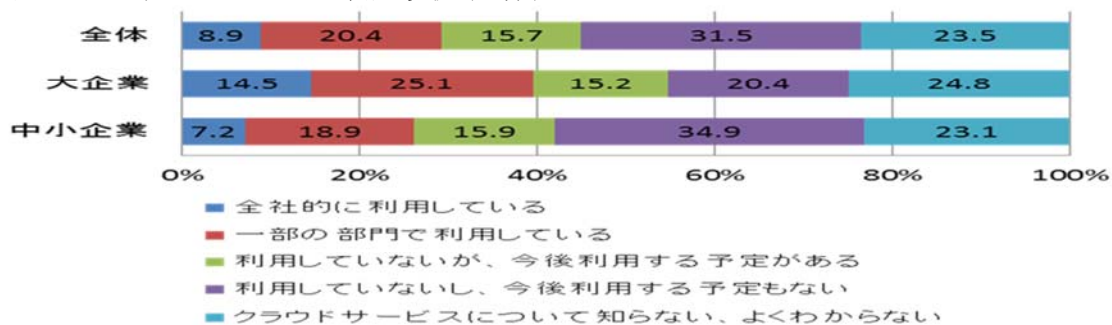
○ クラウド化

クラウドコンピューティング技術の進展やコスト削減を図る必要性等からクラウドサービスの利用が民間を中心に広がっていましたが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に業務継続の観点からも、官民間問わずクラウドサービスの導入・検討が進んでいます。

総務省の調査によると、地方公共団体においては、全体の約 8 割の団体でクラウドサービスの導入検討が進められており、都道府県に限ると全ての団体で導入検討が進められています。

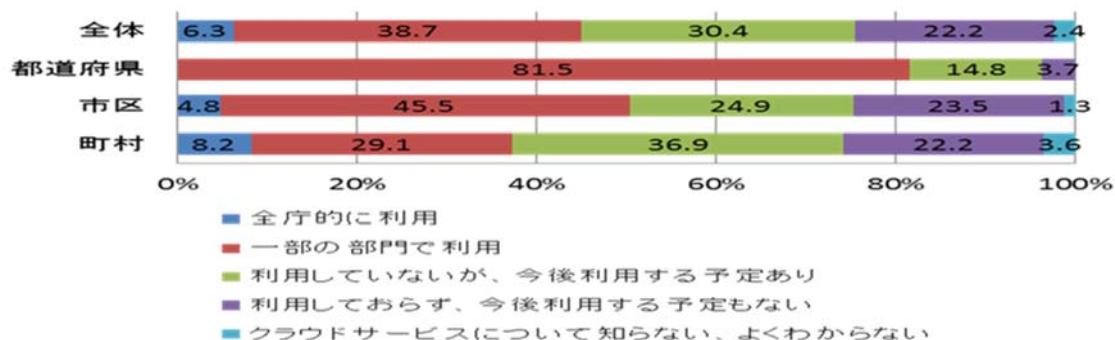
地方公共団体がクラウドサービスを導入する利点としては、「資産、保守体制を自前で持つ必要がない」「バックアップとしてデータが保管される」等が挙げられる一方、「ニーズに応じたカスタマイズができない」「情報漏洩などセキュリティが不安」といった課題も挙げられています。

図5. クラウドサービスの利用状況(企業)



出典：総務省「ICT が成長に与える効果に関する調査」(平成 24 年)

図6. クラウドサービスの利用状況(地方自治体)



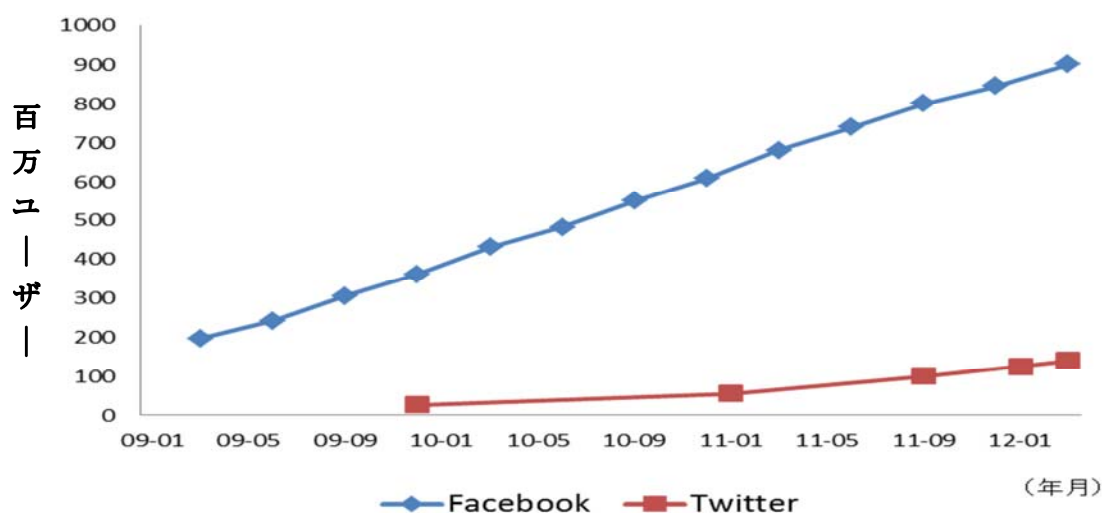
出典：総務省「地域における ICT 利活用の現状及び経済効果に関する調査」（平成 24 年）

○ ソーシャル化

Facebook や Twitter といったソーシャルメディアの利用者は、身近にいつでもアクセスできるスマートフォン等の急激な普及とともに、急速に増加しつつあります。世界的に展開する最大の SNS サービスを提供している Facebook の利用者は、既に 9 億人に達していると言われています。

このようなソーシャルメディアの普及を背景に、ソーシャルコマースなど、ソーシャルメディアをビジネスに活用する動きが加速しています。商品の PR イベントをソーシャルメディア上で情報発信しながら進めた事例や、製品開発においてソーシャルメディアを通じて消費者の意見を収集・分析する事例など、ソーシャルメディアの企業利用は大きく広がっています。

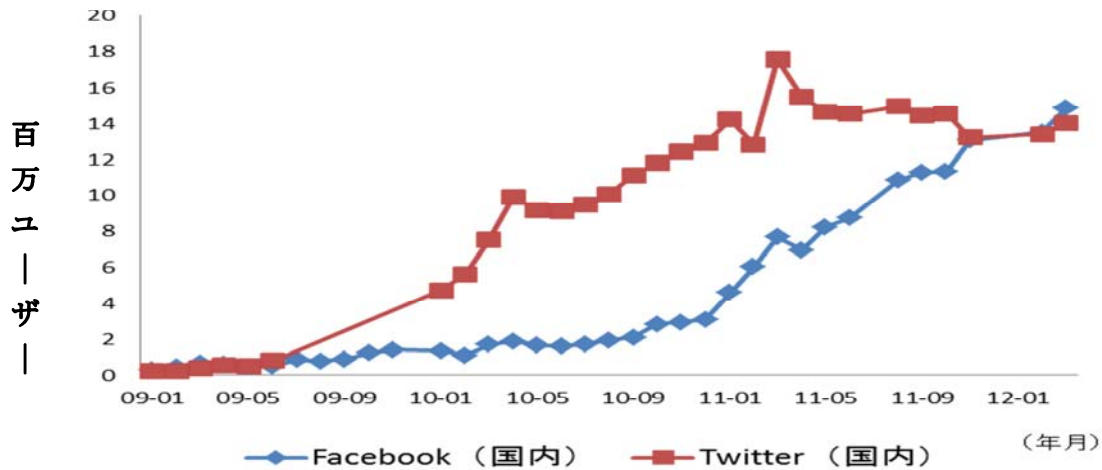
図7. 世界におけるソーシャルメディア利用者数の推移(Facebook, Twitter)



出典：総務省「平成 24 年情報通信白書」（平成 24 年）



図8. 日本におけるソーシャルメディア利用者数の推移(Facebook, Twitter)



出典：総務省「平成24年情報通信白書」(平成24年)

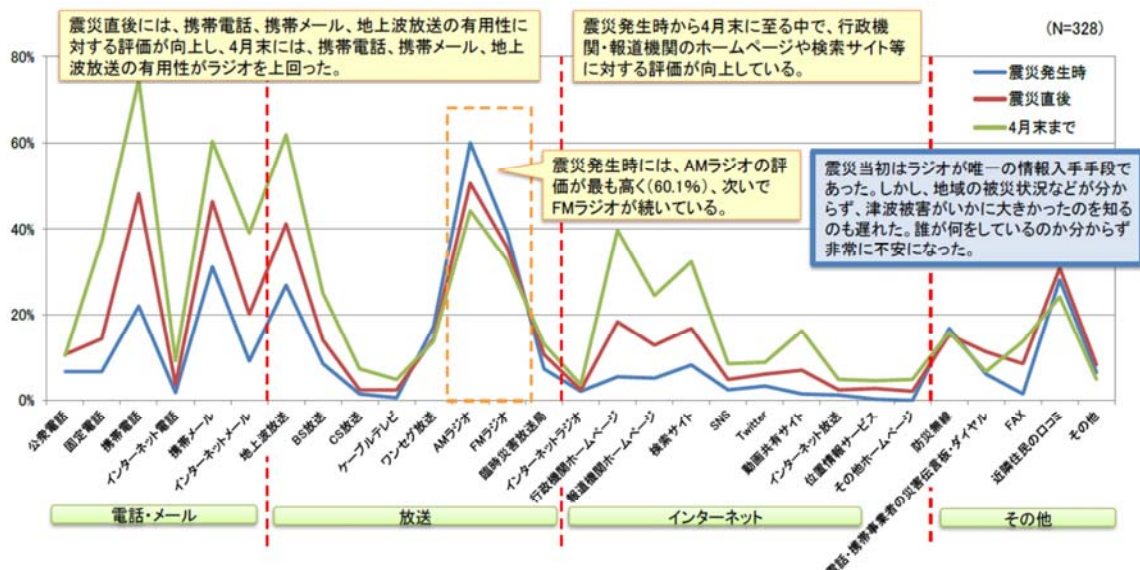
○ 東日本大震災におけるメディアの評価

総務省では、東日本大震災の発生時から平成23年4月末頃までにおける被災者の方々の情報行動やICTの活用状況について調査されています。

調査の結果、震災発生時は即時性の高いラジオが評価され、震災直後には安否確認等を行うため双方向性を有する携帯電話・メールと、映像を伴う地上テレビが評価されています。その後は、地域性の高い情報の収集が可能なインターネットの評価が高くなっています。一方、地震や津波によって携帯電話基地局の電源喪失やケーブルテレビの流失等メディア自体が被災するなどして、利用できなくなる事態も生じています。

こうしたことが物語っていることは、情報収集メディアとして、新しいメディアがより重要になっているものの、依然としてテレビ、ラジオといった放送系メディアが重要な役割を果たしていること、多様なメディアが望ましいこと、震災発生時の時間経過とともに利用されるメディアが異なってくるなどが言えます。

図9. 震災時に利用したメディアの評価



出典：総務省「災害時における情報通信の在り方に関する調査」(平成24年)

○ 近年の情報セキュリティに関する脅威

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な基盤となっていく中で、コンピュータウイルスのまん延やサイバー犯罪の増加、社会経済活動の基盤となっているシステムの障害など、情報セキュリティに対する脅威が世界的に拡大しています。日本でも、平成23年の三菱重工業等に対するサイバー攻撃事案をはじめ、衆議院・参議院両院が攻撃を受けるなど、重要な情報の窃取を意図したものと想定される標的型攻撃の脅威が顕在化しています。また、クラウド利用の進展、ソーシャル化、スマートフォンの普及等のユビキタスネットワーク化の進展や、ICT への依存度の更なる高まりに従い、スマートフォン等を狙ったマルウェア<sup>1</sup>の増加など、新たなリスクも表面化しつつあります。

図 10. 国の「国民を守る情報セキュリティ戦略」



出典：内閣官房資料（平成 22 年）

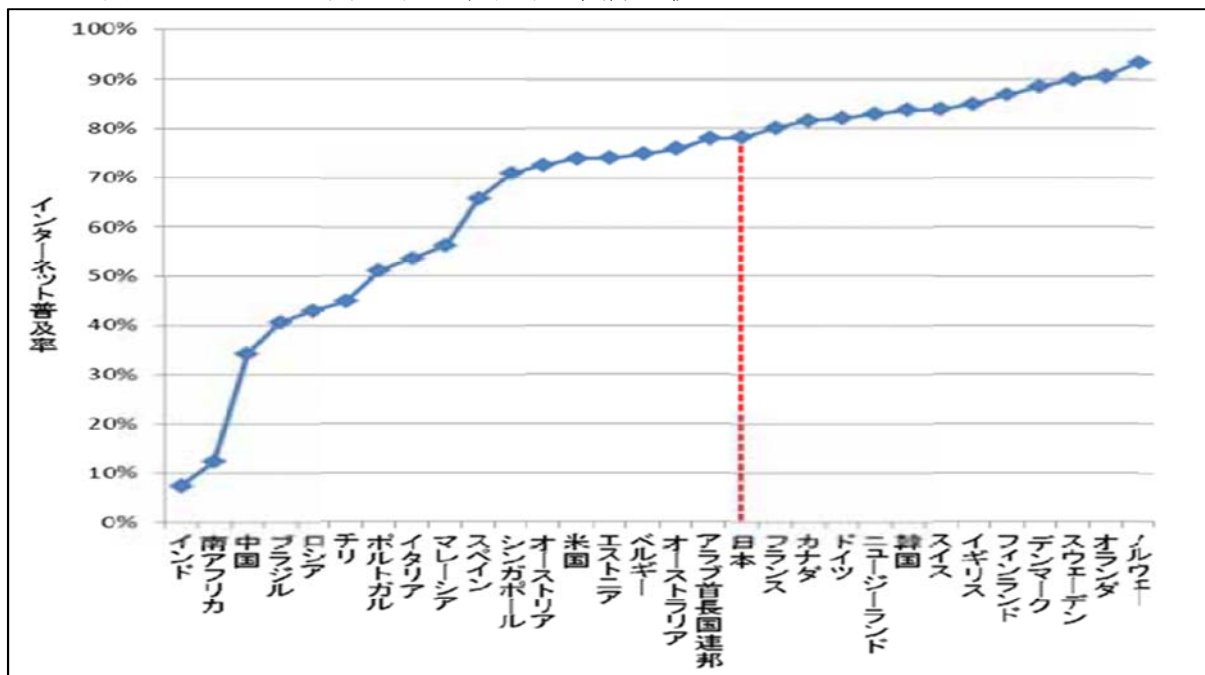
<sup>1</sup> Malicious software の短縮された語。コンピュータウイルスのような有害なソフトウェアの総称（出典：「平成 24 年情報通信白書」総務省）

## 2 国際比較

### ○ インターネット人口普及率の国際比較

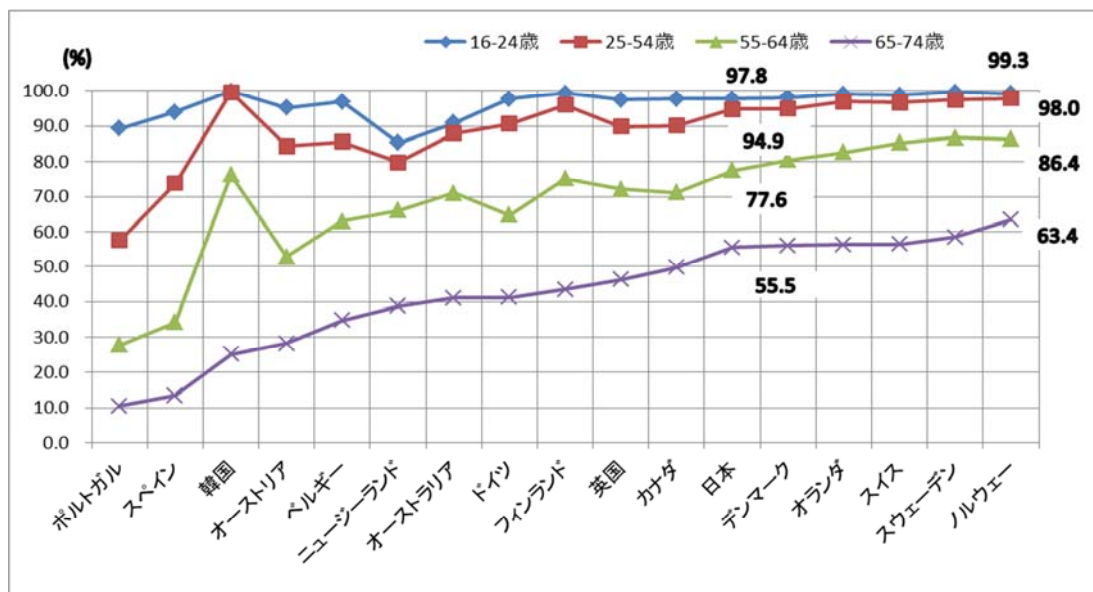
我が国のインターネットの人口普及率は平成 23 年末で 79.1%となっていますが、平成 18 年末の 72.6%から 5年間で 6.5%の伸長に留まっており、近年伸び悩みの傾向が見られます。また、主要先進国と比較しても普及率が高いとは言えません。年齢層別では、普及率の高い国と比較すると各階層とも低く、55-64歳の階層がより低くなっています。また、所得層別に見ると、高所得者層と低所得者層の普及率の差が大きくなっています。

図 11. インターネット人口普及率の国際比較



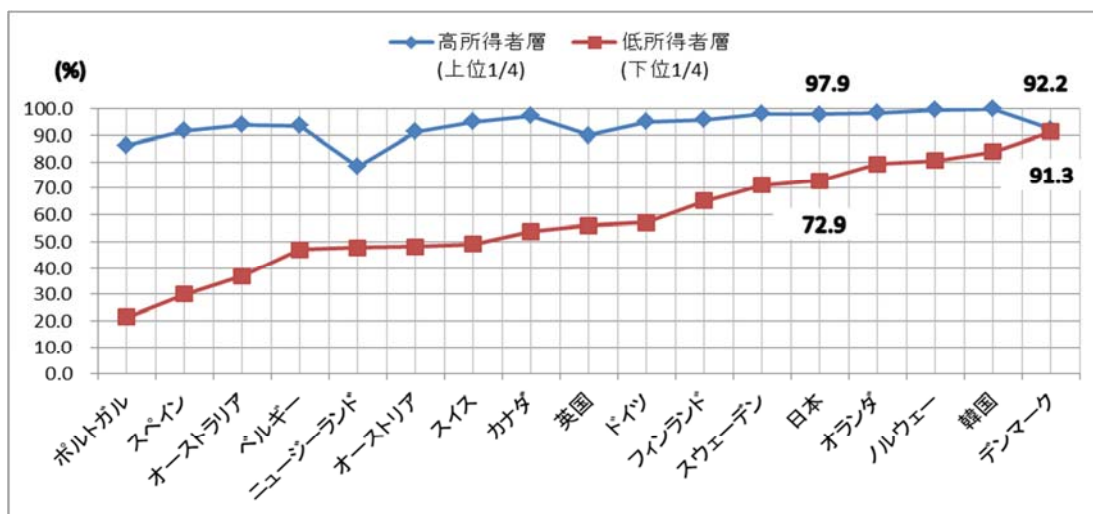
出典：総務省「情報通信産業・サービスの動向・国際比較に関する調査研究」（平成 24 年）

図 12. 諸外国の年代別インターネット普及率



出典：総務省「情報通信産業・サービスの動向・国際比較に関する調査研究」（平成 24 年）

図 13. 諸外国の所得階層別インターネット普及率

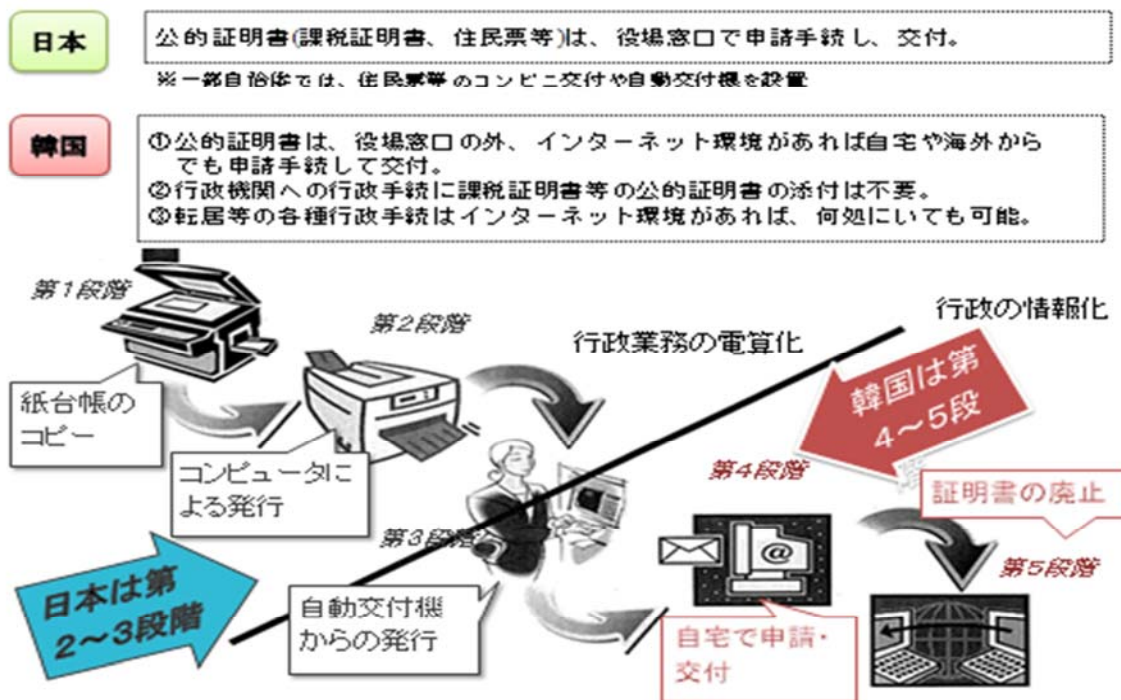


出典：総務省「情報通信産業・サービスの動向・国際比較に関する調査研究」（平成 24 年）

○ 日本と韓国の行政サービスレベルの比較

日本と国連の電子政府ランキング 1 位となっている韓国の行政サービスレベルを比較すると、日本では各種申請手続、住民票や戸籍謄本等の公的証明書の発行は市町村役場の窓口に出向いて手続を行う必要がありますが、韓国では窓口に出向く必要が無く、世界中どこにいても、インターネットを利用して行うことができるようになっています。また、各種申請手続の際に添付が求められる住民票や所得証明等の公的証明書については、日本では、通常、別の窓口で交付してもらい、添付する必要がありますが、韓国では個人情報を行政機関間で共同利用されており、添付自体が不要となっています。

図 14. 日本と韓国の電子行政サービスレベル(公的証明書発行等の例)



韓国の行政機関が日本より、効率的で、便利な行政サービスが実現できている背景には、各行政機関・部署が保有する個人情報と紐付けし、共同利用できるような国民共通番号制度が導入されている他、電子政府法（電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律（平成13年7月1日施行））によって規定された原則があると思われます。

「国民便益中心の原則」

行政機関の業務処理過程は、申請等を行う国民が負担しなければならない時間及び努力を最小化するように設計しなければならない。

「業務革新先行の原則」

行政機関は、業務を電子化する場合は、関連する業務の処理過程全般を電子的処理に適合するよう革新しなければならない。

「電子的処理の原則」

行政機関の主要業務は電子化されなければならないが、電子的処理が可能な業務は特別な事由がある場合を除き電子的に処理されなければならない。

「行政情報公開の原則」

行政機関が保有・管理する行政情報であって国民生活に利益になる行政情報は、法令の規定により公開が制限される場合を除き、インターネットを通じて積極的に公開されなければならない。

「行政機関確認の原則」

行政機関は、特別な事由がある場合を除き、行政機関間で電子的に確認することができる事項を申請等を行う国民に確認して提出するよう要求してはならない。

「行政情報共同利用の原則」

行政機関は、収集・保有している行政情報を必要とする他の行政機関と共同利用しなければならないが、その情報が信頼でき、情報の提供を受けることができる場合は別に収集してはならない。

「個人情報保護の原則」

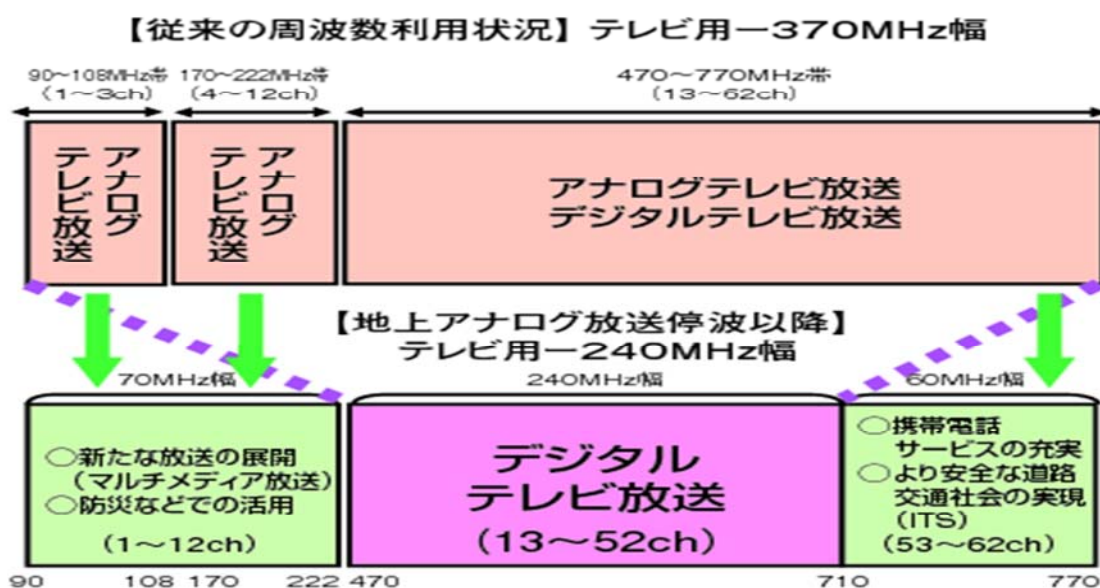
行政機関が保有・管理する個人情報は、法令が定める場合を除いては、当事者の意思に反して使用してはならない。

### 3 今後の動向

#### ○ 地上デジタル放送移行後の空き周波数の有効利用

地上テレビ放送がデジタル放送へ移行したことに伴い、従来 370MHz 幅の周波数帯域を使用していた地上テレビ放送の周波数は、240MHz 帯域と 3分の2以下に縮小しました。これにより、スマートフォン等の急速な普及により逼迫の度を強めていた携帯電話用周波数や、より安全な道路交通社会の実現、防災など安全・安心の確保といった新たな公共業務用周波数帯域を確保できることになりました。加えて、空き周波数帯域は、新たに、ユビキタスネットワーク環境下での通信と放送の融合・連携を指向する携帯端末向けマルチメディア放送サービスの実施に使用される予定で、平成 24 年 4 月には、空き周波数帯域における初の商用サービスとしてマルチメディア放送が開始されています。また、地上デジタル放送用に使用されている帯域においても、地理的条件や技術的条件によって他の目的に利用可能な周波数であるホワイトスペースの活用について制度整備が進められています。

図 15. 地上デジタル放送完全移行による空き周波数帯域の利用用途



出典：総務省「平成 24 年情報通信白書」（平成 24 年）

#### ○ 放送と通信の融合・連携

ユビキタスネットワーク環境の完成、特に有線・無線双方を通じたインターネット利用の拡大は、地上デジタル放送への完全移行及び空き周波数帯域等での新放送サービスの開始とあいまって、いわゆる「通信・放送の融合・連携」の本格始動に向けて、放送を中心とするメディア環境を大きく変革しつつあります。

そうした動きの中でも、インターネットとテレビ放送が融合したスマートテレビが活発化しています。ある通信事業者が平成 20 年 3 月から展開している光ファイバー回線

(FTTH: Fiber To The Home) を利用して「VOD (ビデオオンデマンド) サービス」と「多チャンネルデジタル放送 (IPTV) サービス」の映像配信サービスを行っており、平成 24 年

3月末に会員が200万人を突破したことが発表されています。また、「Twitter連動機能」や、テレビだけではなくスマートフォンやタブレット端末でも視聴可能となる「マルチスクリーンサービス」が提供され、今後ますます機能の充実が予定されています。

総務省では、スマートテレビの普及・開発等に向けて本格的に取り組む観点から、①スマートテレビの国際標準化に向けた基本機能の提案、②スマートテレビの様々なアプリケーションの開発に資する実証実験の実施、③様々な国際イベントの機会を活用したデモンストレーションの実施、普及啓発、国際展開の促進などを含めた包括的な基本戦略を平成24年6月に策定しています。

図 16. 放送コンテンツを中心とした新しい放送・通信連携サービス



出典：NHK 放送技術研究所資料（平成 23 年）

○ ネットワークの充実とビッグデータの活用から「スマート革命」へ

インターネットの社会基盤化は、ネットワーク上に流通・蓄積されるデジタル情報の爆発的な増大をもたらしつつあります。また、ユビキタスネットワーク環境の完成、とりわけクラウド環境への移行、ソーシャル利用の拡大、高機能化した端末（スマートフォン・タブレット端末）の急速な普及により、ネットワークを構成する各レイヤーが情報の分析・活用能力を備え、それを拡大しつつあります。

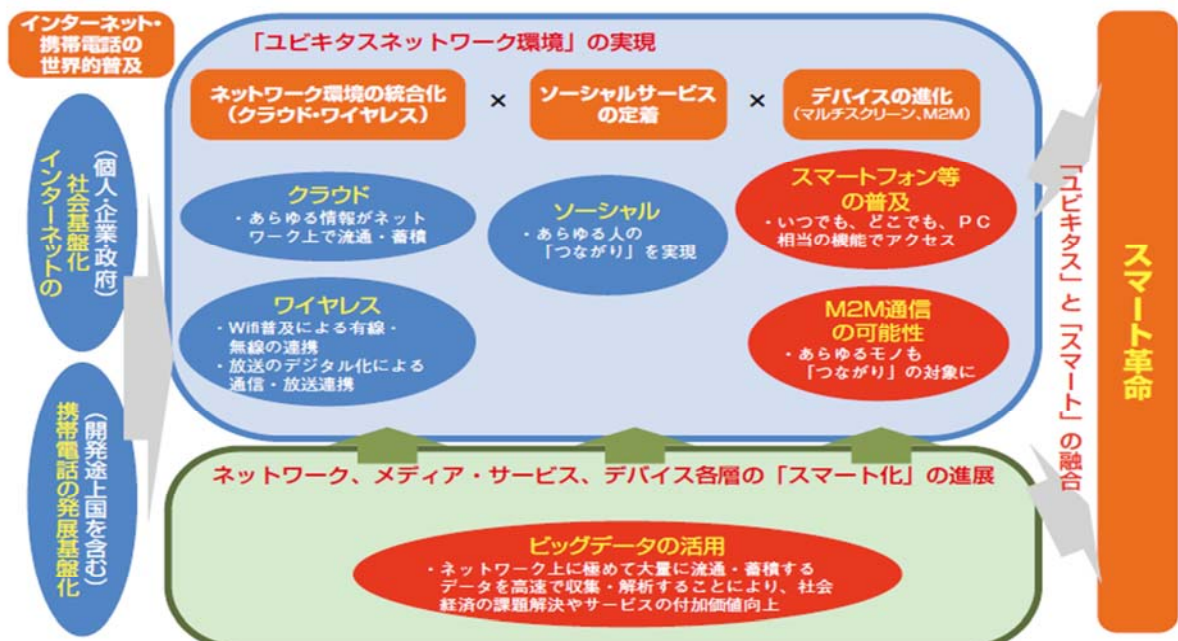
その結果、ネットワーク・サービスの運用主体を含めた利用企業等は、多種多量のデータ（ビッグデータ）の生成・収集・蓄積が可能・容易になり、その分析・活用による異変の察知や近未来の予測等を通じ、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化等が可能になるとともに、ビッグデータの活用による新産業の創出も期待されています。既に各種オンラインショッピングサイトにおける利用者の購買履歴に応じたレコメンド表示など具体化しつつあります。

このような、ユビキタスネットワーク環境において、多種多量の情報の流通・蓄積とその分析・活用が進展することにより、ICT ネットワーク・サービスは新たな付加価値が創造される知識創造基盤となり、企業・家計・政府が生産性向上その他様々な課題解決の原動力としての役割と、アプリケーションサービス、通信サービス、機器製造など ICT 産業の裾野の広い生産・雇用創造の役割双方が飛躍的に強化されることが見込まれます。

いわば、ユビキタスネットワーク環境と「スマート化」の融合が、「スマート革命」とも言える ICT の新たな革新をもたらし、成長エンジンとしての ICT、万能ツールとしての ICT の機能を強化しつつ、我が国の社会経済活動全体の風景を変える可能性を秘めていると言われています。

図 17. 「スマート革命のイメージ」

●最近のスマートフォン等の普及、M2M通信の可能性、ビッグデータの活用への新潮流が、「ユビキタス」と「スマート」の融合を加速し、「スマート革命」へ



(注) 「M2M」は Machine-to-Machine の略語。ネットワークにつながれた機器同士が、互いに情報を交換し、様々な制御を自動的に行う仕組みやコンセプトを指しています

出典：総務省「平成 24 年情報通信白書」(平成 24 年)

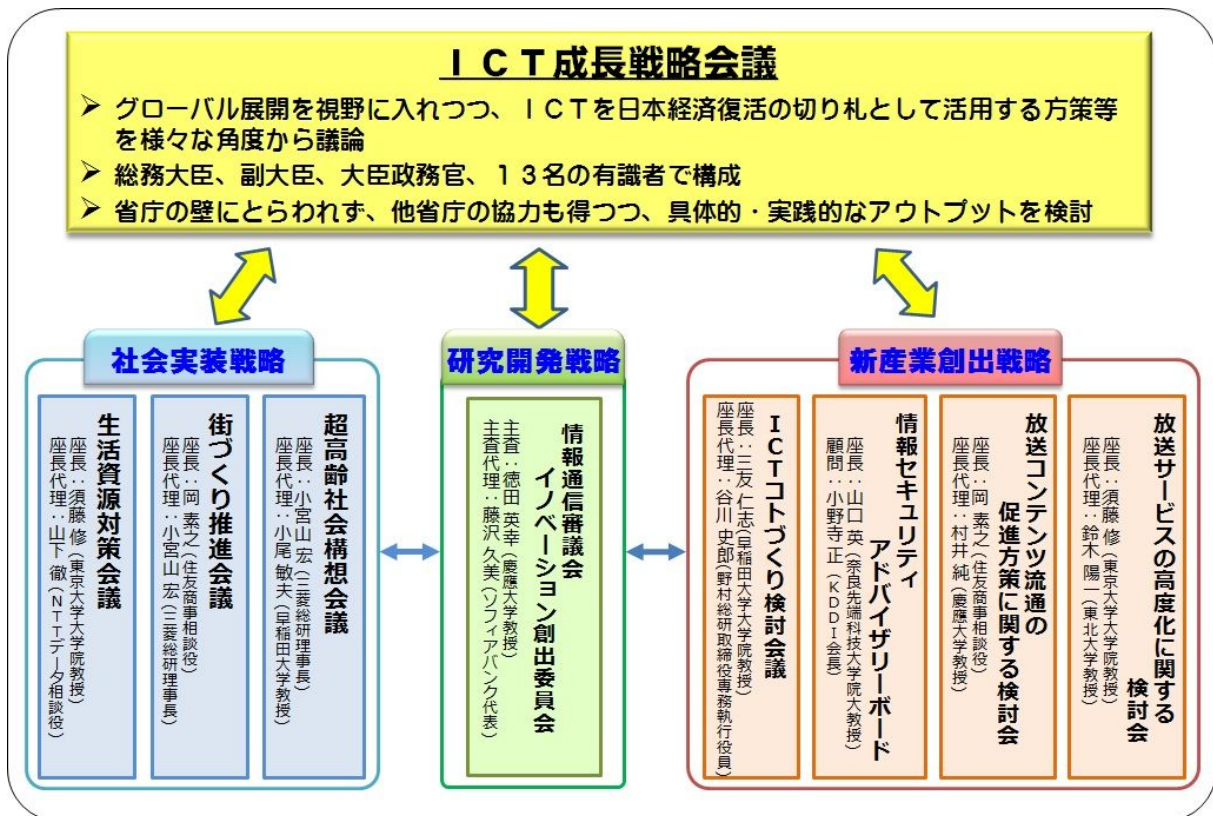


○ ICT成長戦略会議

ICTは、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し、国民生活を便利にするものであり、ICTの活用が経済成長のための重要な鍵となっています。

このような観点から、グローバル展開を視野に入れつつ、ICTを日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用する方策等を様々な角度から検討するために、総務大臣が主宰する「ICT成長戦略会議」が平成25年2月22日から開始され、社会実装、新産業創出、研究開発の3つの戦略について検討が進められています。

図 18. ICT成長戦略会議の構成



出典：総務省資料（平成25年）

# 用語解説

索引	用語	用語解説
B	BCP(業務継続計画)	Business Continuity Planの略。何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと又は業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。
	BtoC、B2C	Business to Consumerの略。一般にインターネット等を活用した企業-消費者間商取引のこと。インターネット上に商店を構えて消費者に商品を販売するオンラインショップ(電子商店)が最も一般的な形態。企業間の電子商取引はBtoB(B2B)と呼ばれる。
C	CRM	Customer Relationship Managementの略。顧客管理。企業と顧客の関係を長期的に維持するための考え方やシステム。企業が顧客情報を蓄積・分析することで、顧客の利便性と満足度を高め、収益を上げるための戦略。
	CSO(市民社会組織)	Civil Society Organization の略。佐賀県では、NPO法人(特定非営利活動法人)、市民活動・ボランティア団体(以上志縁組織)に限らず、自治会、町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体(以上地縁組織)も含めて市民社会組織(CSO)と呼称している。
	CSO支援自販機	飲料水等購入による売り上げの一部を自動販売機の設置事業者がCSOに寄付する自販機のこと。佐賀県で平成23年4月1日から開始した取組み。
F	Facebook	フェイスブック株式会社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)。世界10億人以上が参加しているとされる世界最大のSNS。実名参加が必須のため、友人・知人が見つけやすい等の特徴を持つ。
G	GIS	Geographic Information Systemsの略。地理情報システム。文字や数字、画像などを地図と結びつけて、コンピュータ上に再現し、位置や場所から様々な情報を統合したり、分析したり、分かりやすく地図表現したりすることができる仕組み。
	GPS	Global Positioning Systemの略。衛星測位システム。人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。航空機・船舶などの航行や、カーナビゲーション・携帯電話に広く組み込まれ、位置情報を利用した様々なサービスが提供されている。
I	ICT	Information & Communications Technology の略。情報通信技術。コンピューターや通信に関する「情報技術」を意味し、パソコンやインターネットの操作方法、それらを構成するハードウェア、ソフトウェアの応用技術までの幅広い範囲の総称。通常は、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味で用いられている。
	ID	Identificationの略。複数のユーザーが利用するシステムやネットワークの利用者を識別するために用いられる符号のこと。一般的には、英数字の組み合わせからなる番号を与えられることが多い。
	iPad	2010年にApple社が発売したタブレット型端末の名称。
	IT	Information Technology の略。ICTの項を参照。

索引	用語	用語解説
M	Mbps	Mega bit per second の略。通信速度の単位の一つ。1秒間に何百万ビットのデータを送れるかを表す値。ビットとは、コンピュータが処理する最小の単位のこと。
O	OECD	Organisation for Economic Co-operation and Developmentの略。経済協力開発機構。34ヶ国の先進国が加盟する国際機関で、持続可能な経済成長の支持、雇用の増大、生活水準の向上、金融安定化の維持、途上国の経済発展の支援、世界貿易の成長への貢献を 目的に活動を行っている。
S	SNS	Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択して公開できるほか、知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。
T	Twitter	個々の利用者が「ツイート」(tweet)と呼ばれる140文字以内の「つぶやき」を投稿し、別の利用者(フォロワー)が閲覧できるサービス。情報発信や情報収集に利用される。
W	Wi-Fi	無線でインターネットに接続する技術やサービスを行う無線LAN(ラン)の一種。最近では、公衆無線LANやWi-Fiスポットなど、安価、又は無料で利用できる公共施設やコーヒーショップなどが急速に増えている。
あ	アーカイブス	記録や資料などをひとまとめにして保存することや、そのようにまとめられた資料群のこと。
	アプリケーション	ワープロソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェア。
か	霞が関WAN	「WAN」はWide Area Networkの略。各省庁間を結ぶ総合的な専用のネットワーク。電子メール・電子文書交換システムなどによるコミュニケーションの迅速化・高度化や、法令、白書等のデータベースによる情報共有の推進を図るために構築された。全国の地方自治体間を結ぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)とも接続されている。
く	クラウド・コンピューティング	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群に置かれ、利用者は今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。「ネットワーク上にあるサーバー群」を「クラウド(雲)」と表現している。 「サーバー」とは、インターネットやLANなどのネットワーク上で、ほかのパソコンにさまざまな機能やサービスを提供するコンピュータのこと。
	クラウドサービス	クラウド・コンピューティングで提供されるサービスのこと。メールや写真等の情報をネットワーク上に保管することができ、ネットワークを利用してどこかのパソコンからでも閲覧や編集作業を可能とするサービス等がある。

索引	用語	用語解説
け	ケーブルテレビ	テレビ放送や自主制作番組を光ファイバーなどの有線で提供する放送サービスのこと。CATV(シー・エー・ティブイ)とも言う。もともとは山間部や離島等のテレビ放送難視聴対策として開発されたものだが、現在では大都市の普及率が高く、数十チャンネルの多チャンネルテレビ放送やインターネット接続サービス、電話サービスを行っているところも見られる。
こ	コンテンツ	文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般又はその情報内容のこと。電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指して使われる場合が多い。
さ	在宅ワーク	テレワーク (Telework) と呼ばれる情報通信機器等を活用した、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる勤労形態の一種で、自宅を拠点としたものを指す。
	サイバー攻撃(犯罪)	コンピュータシステムやインターネットなどを利用して、国家や企業等のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行ったり、標的のシステムを機能不全に陥らせること。
し	自治体クラウド	地方公共団体が行う、業務関連システムのクラウド・コンピューティング運用のこと。近年様々な分野で活用が進んでいるクラウド・コンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。
	住民基本台帳ネットワーク	全国の市町村、都道府県、国の関係機関等を結ぶ住民基本台帳情報のコンピュータネットワークシステム。住民の利便性向上と国及び地方公共団体の行政事務の合理化のために構築され、各種行政の基礎となっている。このネットワークでは住民基本台帳の4情報(氏名、住所、性別、生年月日)、住民票コード及びこれらの変更情報が提供され、年金支給事務、税務事務、パスポートの発給、住民票の事務等に利用されている。
す	スマートフォン	多機能な携帯電話端末。携帯電話とパソコンの機能を持ち、一般の携帯電話と比べ画面が広く、画面に触って操作する。パソコンに比べて操作やインターネットの接続が容易にできること、各種のアプリケーションを取り込んで自分に合った使い方ができることなどから、普及が進んでいる。
せ	世界経済フォーラム	スイスのジュネーブに本部を置く国際的非営利組織。世界の現状改善に向け各界のリーダー達が連携して取り組むことを目的に設立。各国首脳や経営者、研究者、NPO関係者など多様な知識人が集まり、課題解決のため様々な議論が繰り広げられる「ダボス会議」を主催する他、世界規模の課題に関する調査や、医療・エネルギー・教育などについての活動など、年間を通して世界各地で様々な活動を行っている。
	センサーネットワーク	様々な場所に設置された複数のセンサー(検知器)をネットワークに接続して協調させることにより、温度や位置、速度などの物理的状況を的確に把握できる無線ネットワークのこと。防災や防犯・セキュリティ、農業、医療・福祉、物流など、広範な分野での利用が期待されている。

索引	用語	用語解説
そ	総合行政ネットワーク (LGWAN)	Local Government Wide Area Networkの略。地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワーク。地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化や、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資抑制などを目指して構築された。国の機関間のネットワークである霞が関WANとも接続されている。
	ソーシャルキャピタル	直訳は社会関係資本。人々の「信頼」「規範」「ネットワーク」といった協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることができるという社会組織の重要性を説く概念。
	ソーシャルネットワーク	SNSの項を参照。
	ソーシャルファンディング	「クラウドファンディング」とも呼ばれ、インターネットを通じて、個人や団体が企画するプロジェクトに対し、賛同者が資金や労力を提供する新たな資金調達の仕組み。ここでいう「クラウド」は「群衆」の意味。
た	タブレット端末	手軽に持ち運ぶことが可能な薄い板状のパソコン。操作性が容易なタッチパネル(画面を触って操作)、無線LANで場所を選ばずどこでもインターネットにアクセスできるなど、従来のパソコンよりも手軽に利用できる便利さなどから、急速に普及している。
て	デバイス	比較的単純な特定機能を持った機器、装置、という意味の英単語。コンピューターの世界では、CPU(Central Processing Unit、中央処理装置)やメモリ、ハードディスクなどコンピューターを構成する各装置や、キーボードやマウス、プリンタ、ディスプレイなどの周辺機器を指す。
	電子カルテ	診療情報(診療の過程で得られた患者の病状や医療経過等の情報)を電子的に保存した診療録若しくはそれを実現するための医療情報システム。
	電子黒板	ホワイトボードや薄型ディスプレイなどに記した文字や図、イラストなどを電子データに変換することで、プリンタ出力やデータ保存、スキャン送信が可能となったボード(板)。最近では、大画面薄型テレビ形式のディスプレイを使用して、パソコンやDVDなどの映像を表示するだけでなく、タッチパネルとして子どもたちが画面上に書き込みを行ったり、既存の画像と書き込みを同時に映し出すなど、従来の黒板とパソコン、映像機器などを一体化した機能を有するものが、教育関係者の注目を集めている。
	電子商取引	インターネット上で、商品やサービスの販売等を行う商取引のこと。
に	認定NPO	国税庁長官(平成24年度以降は都道府県知事・政令市の長)の認定に基づき寄付者とNPO法人双方に税制優遇措置が可能となるNPO法人のこと。
ひ	光ファイバー	ガラスやプラスチックの細い繊維できている、光を通す通信ケーブル。電気信号を光信号に変換して送信することで、大容量のデータを長距離伝送できる。
	ビッグデータ	インターネットの発達等に伴い爆発的に増大している、構造化されていない莫大な量のデータのこと。ビッグデータを活用することにより、異変の察知や近未来の予測、個々の利用者ニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化、新産業の創出等が期待されている。

索引	用語	用語解説
ふ	ブランディング	顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動。会社・商品・サービスなどについて、他と明確に差別化できる個性(イメージ・信頼感・高級感など)をつくりあげること。
	ブロードバンド	インターネットを利用する際に接続する光ファイバーやケーブルテレビ、無線通信等の通信回線の中で、高速・大容量の通信を可能とするものを指す。高速・大容量について、明確な線引きはないが、おおよそ下りの通信速度が1Mbps以上のときに呼ばれることが多い。なお、下りの通信速度が30Mbps以上のものは超高速ブロードバンドと呼ばれている。
	プロボノ	社会人が自らの専門知識や技能を生かして参加する社会貢献活動。その活動を行う人を「プロボノワーカー」と呼ぶ。ラテン語の「Pro bono publico(公益のために)」が語源。
へ	ベンダー	もともとは「売り手」を意味する英語であるが、ICTの分野ではコンピュータメーカーやソフトウェア会社を指す。
ほ	ポータル(サイト)	インターネットの利用者が最初にアクセスする入り口(玄関=ポータル)となるページのこと。そこから様々な情報やサービスにアクセスすることができる。
も	モバイル端末	持ち運ぶことができる情報端末装置のこと。小型ノートパソコン、携帯電話、スマートフォン、携帯ゲーム機などの持ち運びができる情報端末装置のこと。
ゆ	ユビキタスネットワーク	いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「いたるところに遍在する」という意味のラテン語に由来した言葉。
り	リテラシー	正しく読んだり書いたりできる能力や、何らかの表現されたものを適切に理解し、分析し、また記述・表現する能力を指す。
わ	ワイヤレスネットワーク	通信ネットワークにおいて、データの送受信にケーブルではなく、赤外線や電波などの無線を用いるネットワークの総称。インターネット接続に利用する無線LANのことを指して使われている場合もある。
	ワンストップ型	一箇所で様々なサービスが受けられる環境や、一度の手続きで関連作業を完結できるように設計されたサービス。

参考文献) 総務省「平成24年情報通信に関する現状報告」等